

第4次

SHI  
SNA

男女共同参画のための

# 品川区行動計画



品川区

2009 (平成 21) 年 10 月



A  
W  
A





## 人権尊重都市品川宣言

■  
人間は生まれながらにして  
自由であり、平等である  
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ  
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに  
日本国憲法と世界人権宣言は  
この人類普遍の原理をあらわし  
人権の尊重が  
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は  
いまだに差別意識と偏見が  
人々の暮らしの中に深く根づき  
部落差別をはじめ  
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など  
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は  
人間の理性と良心によって  
必ずや解消できることを  
我々は確信する

平和で心ゆたかな  
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は  
『人権尊重都市品川』を宣言し  
差別の実態の解消に努め  
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを  
ここに誓う

■  
制定 1993(平成5)年4月28日



## はじめに



このたび、2009年10月から2018年度までの10か年を計画期間とする「男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)」を策定いたしました。この計画は、2009年4月にスタートした「品川区長期基本計画」の「平和で人権が尊重される社会を作る」という基本方針に基づくものです。

1981年に最初の行動計画を策定してからおよそ30年がたちます。この間、1985年の男女雇用機会均等法の成立、1999年の男女共同参画社会基本法、2001年には配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律など法制度の整備・改正は着々と進んできました。品川区においても第1次から第3次の行動計画に基づき、時代に応えたさまざまな施策を推進してまいりました。

しかし、少子・高齢化の進行、情報化などの社会潮流、経済情勢の変化による雇用状況など、私たちを取り巻く環境は激変しています。

今回の第4次行動計画では「区民一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、能力と個性を発揮できる男女共同参画社会の実現」を基本理念として定め、「配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取組み」「仕事と生活の調和した社会をめざす取組み」の2つを重点的に取組む施策としました。

人権が尊重され、あらゆる場面で男女が能力と個性を発揮し、一人ひとりが豊かな人生を送るための仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる社会の構築に向け、今後さまざまな施策を展開してまいります。

この計画の推進にあたっては、区民、事業者、各種団体の皆様と連携・協働して積極的に取組むことが、何よりも大切だと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご意見をいただきました行動計画推進会議の皆様、ご意見をお寄せいただいた区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

2009(平成21)年10月

品川区長 濱野 健

## ◆ 目次 ◆

### 第1章 計画の枠組み 1

- 1 計画策定の背景……………2
- 2 区をとりまく基本課題と男女共同参画……………5
- 3 品川区における取組みの方向……………8

### 第2章 基本的考え方 11

- 1 基本理念と将来像……………12
- 2 基本視点……………14
- 3 基本目標……………15
- 4 男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)の全体像……………16

### 第3章 重点的に取組む施策 19

- 1 配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取組み……………20
- 2 仕事と生活の調和した社会をめざす取組み……………23

### 第4章 課題解決の方向と取組み 27

- 1 計画の体系(体系図)……………28
- 2 計画の内容……………30
  - 課題Ⅰ 人権が尊重されるまち しながわの実現……………30
  - 課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進……………41
  - 課題Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現……………47

## 第5章 計画を推進するために 57

- 1 区の推進体制…………… 58
- 2 区民との連携の推進…………… 58
- 3 国・都・他区市町村等との連携強化…………… 59

## 資料編 61

- 用語解説…………… 62
- 第4次行動計画の策定経過・策定体制…………… 64
- 男女共同参画社会基本法…………… 67
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律…………… 70
- ワーク・ライフ・バランス憲章・行動指針…………… 77
- 男女共同参画に関する国内外の動き…………… 80





# 第1章

## 計画の枠組み



# 1 計画策定の背景

## (1) 計画の趣旨

品川区では、国際婦人年の中間年にあたる1981(昭和56)年、「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための品川区行動計画」を策定、以降1991(平成3)年に「男女共同社会をめざす第2次品川区行動計画ーしながわ女性計画ー」、2001(平成13)年には「男女共同参画社会をめざす第3次行動計画品川プラン」を策定しました。

本計画は、2009(平成21)年4月にスタートした「品川区長期基本計画」の「平和で人権が尊重される社会をつくる」という基本方針に基づき、「第3次行動計画品川プラン」を継承する第4次行動計画として、男女共同参画を推進するために策定するものです。

## (2) 世界の動き

国際連合では、1975(昭和50)年を女性の地位向上のための「国際婦人年」と提唱しました。これを受けて同年開催された「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)では、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、続く1976(昭和51)年からの10年を「国連婦人の10年」と位置づけ、国連を中心に男女平等の実現に向けた取組みを展開してきました。

1979(昭和54)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が国連総会で採択され、日本も1985(昭和60)年に批准しました。

その後、1993(平成5)年の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」に続き、1995(平成7)年には「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性の権利は人権であるとうたうとともに、女性のエンパワーメントに対する課題として「女性と貧困」、「女性とメディア」などの12の重大問題領域が設定されました。

続く2000(平成12)年の国連特別総会(女性2000年会議)では、21世紀におけるさらなる男女平等の実現のための新たな検討が行われました。そして、これらの実施状況を評価するために、2005(平成17)年に第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」ハイレベル会合)が開催されました。そこで採択された「宣言」では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取組みが国際社会に求められています。

### (3) 国の動き

わが国においても、国際的な流れに対応して、さまざまな取組みが進められてきました。1977(昭和52)年に最初の「国内行動計画」が策定され、その10年後の1987(昭和62)年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1996(平成8)年には「男女共同参画2000年プラン」、1999(平成11)年には「男女共同参画社会基本法」が成立し、2005(平成17)年には「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、男女共同参画に向けた数値目標や、新たな取組みを必要とする分野(科学技術、防災、地域おこし・まちづくり・観光、環境)における男女共同参画などの方向性を示しました。

女性の就業支援については、「育児・介護休業法」が2005(平成17)年に改正され、育児休業の対象として一定の範囲の期間雇用者も含めるなど大きく変化し、さらに2009(平成21)年の改正では、家族の通院の付き添いなどに対応するため介護休暇の創設等が盛り込まれました。また、2007(平成19)年には「男女雇用機会均等法」が改正され、男女双方に対する差別の禁止や妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等が明記されました。

一方、急速な少子化の進行等を踏まえ、2003(平成15)年に「次世代育成支援対策推進法」が制定・施行されました。少子高齢化・人口減少時代を迎え、これまでの働き方のままでは、個人だけでなく、社会全体や個々の企業・組織も持続可能でなくなる恐れがあります。そこで、今までの働き方を見直して、仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとされ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が提唱されました。2007(平成19)年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民や関係省庁の連携による施策が推進されるとともに、指標の評価・点検が進められています。

女性に対する暴力への対策も進み、2000(平成12)年に「ストーカー規制法」が成立した後、2001(平成13)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。DV防止法はその後2004(平成16)年には保護命令の対象範囲の拡大の改正が行われたほか、2007(平成19)年の改正では、「配偶者からの暴力の防止等に関する基本計画」の策定について、区市町村の努力義務等が盛り込まれました。

### (4) 東京都の動き

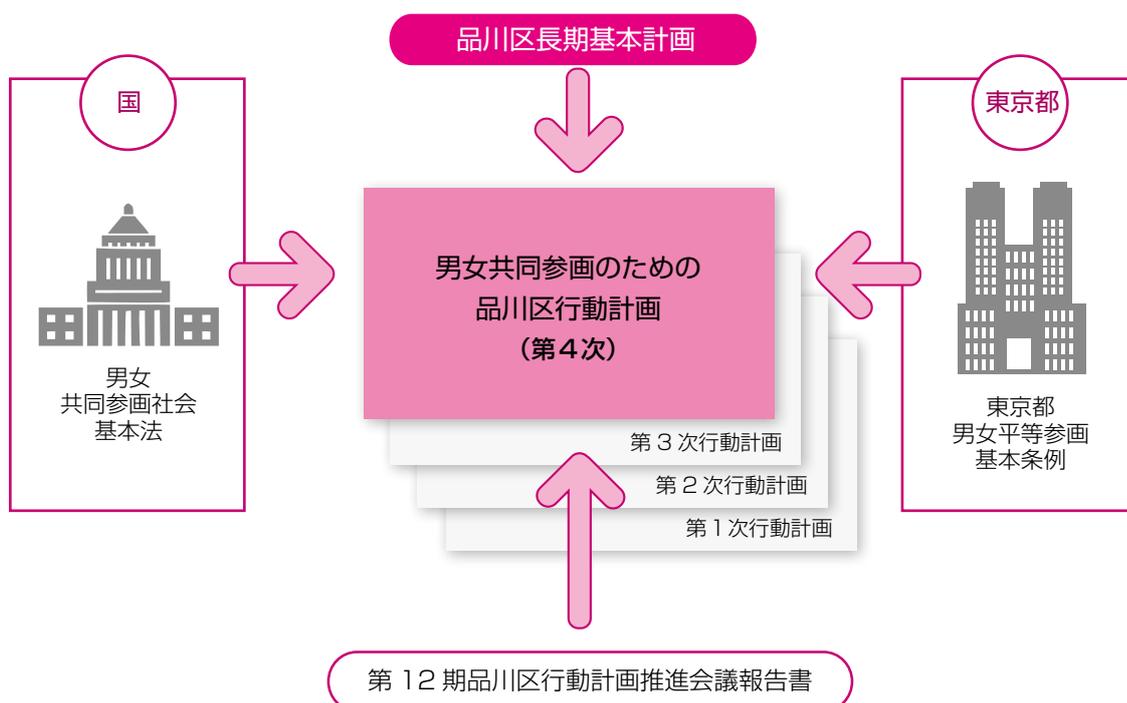
東京都では、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、2000(平成12)年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、施策を推進しています。

行動計画については、1978(昭和53)年に「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定以降、改定を重ねてきました。そして新たに策定された「チャンス&サポート東京プラン2007」のもとで、“仕事と生活の調和の推進”と“女性のチャレンジ支援の推進”を主要な柱と

するとともに、雇用における男女平等参画の促進、男女平等を阻害する暴力への取組みなど、さまざまな分野で施策を展開しています。なお、女性に対する暴力についてはDV防止法の改正にともない、2006(平成18)年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定、2009(平成21)年には、区市町村における配偶者暴力対策充実のための支援と、相談から自立まで被害者の視点に立った切れ目のない支援の2つを施策の主な視点として改定するなど、配偶者暴力対策の施策を体系的に展開しています。

## (5) 計画の位置づけ

- ① 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条ならびに第14条第3項に基づく計画です。
- ② 本計画は、「品川区長期基本計画」に基づく計画のひとつであり、「品川区次世代育成支援対策推進行動計画」等の他の計画とも連携するものです。
- ③ 本計画は、男女共同参画社会をめざす第1次から第3次の行動計画を継承したものであり、第12期品川区行動計画推進会議の報告をふまえて策定したものです。



## (6) 計画の期間

計画の期間は、2009(平成21)年度から2018(平成30)年度です。計画は、社会・経済情勢等の変化にともない、適宜見直しを行います。

## 2 区をとりまく基本課題と男女共同参画

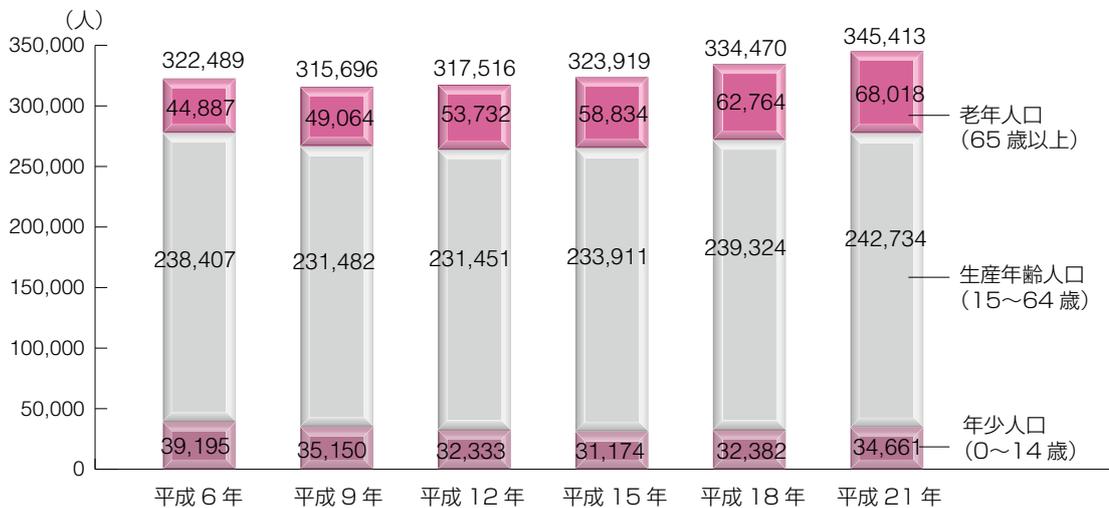
### (1) 少子・高齢化

#### ① 年齢3区分別人口

品川区の人口は、1997（平成9）年まで減少傾向でしたが、2000（平成12）年以降増加に転じています。

年齢3区分別の人口構成比を見ると、老年人口（65歳以上）は、1994（平成6）年の13.9%から2009（平成21）年には19.7%と5.8ポイント増加しています。年少人口（0～14歳）の割合は、1994（平成6）年から2003（平成15）年までは低下しており、2003（平成15）年以降は10%前後で推移しています。今後も高齢化は進むと予測され、高齢社会において男女ともいきいき暮らせる施策の充実が課題となっています。

図表 年齢3区分別人口構成・構成比（品川区）



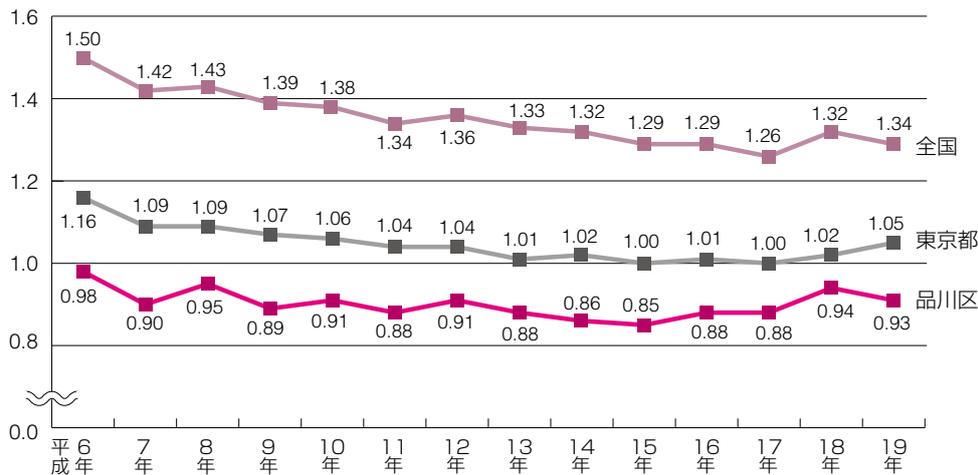
	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年
老年人口(65歳以上)	13.9	15.5	16.9	18.2	18.8	19.7
生産年齢人口(15～64歳)	73.9	73.3	72.9	72.2	71.6	70.3
年少人口(0～14歳)	12.2	11.1	10.2	9.6	9.7	10.0

資料：住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

## ② 合計特殊出生率

品川区の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、1994（平成6）年以来0.9前後で推移しています。2007（平成19）年には0.93となっており、全国、東京都の平均を下回っています。年少人口も10%前後であることから、子育て環境の整備等、少子化対策の視点からも男女共同参画施策を進める必要があります。

図表 合計特殊出生率の推移（全国、東京都、品川区）

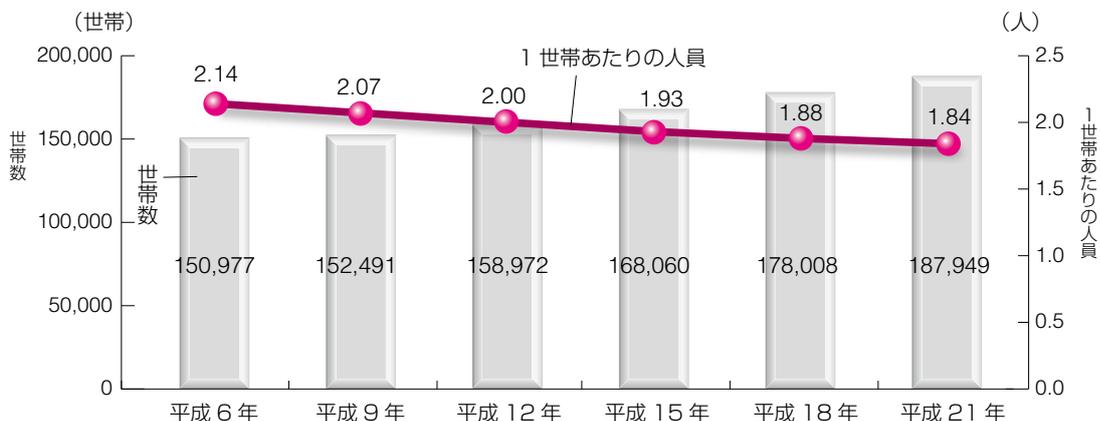


資料：人口動態統計

## (2) 世帯規模の縮小

品川区では、核家族化や単身世帯の増加により、世帯数は増加しているものの、1世帯あたりの人員が減少しており、2009（平成21）年には1.84人となっています。また、今後、高齢化が進むにつれて、高齢者単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが予測されています。

図表 世帯数および世帯人員（品川区）



資料：住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

### (3) 女性の労働

品川区の労働力率を性・年代別にみると、男性は40歳代、50歳代まで上昇しており、8割を超えています。一方、女性は25～29歳で高くなっていますが、その後減少し、再び40～44歳から上昇します。女性の労働力率は、いわゆるM字曲線を描いていることから、働いていた女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向が分かります。女性だけが子育てや家事等を担うのではなく、男女がともに責任を分かちあい、仕事と生活を調和させて働きやすい環境にしていくことが求められます。

図表 性・年代別労働力率（品川区）



資料：国勢調査(平成17年)  
 ※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

### (4) 男女共同参画を取り巻く課題

少子・高齢化が進行し、人口減少時代へと移行しつつある現在、社会の活力が低下していくことが懸念されています。こうしたなかで、区民一人ひとりが、社会的責任をもって活躍すると同時に、ゆとりをもって自分らしく生きることができるとともに、社会をつくるのが重要になってきています。

そのためには、男女共同参画の考え方を家庭や地域、職場等のあらゆる領域に浸透させていくことが重要です。

また、女性は働く場において、M字曲線が示すように結婚や子育てのために離職せざるを得ない状況が依然として続いています。子育てが一段落した後の再就職においては、時間的な制約等により、パート労働等の非正規雇用の形態を選択せざるを得ないことが多くなっています。男女ともに多様な働き方を選択でき、平等な労働条件のもとに、働き方に応じた待遇を受けられることが大切です。

## 3 品川区における取組みの方向

男女共同参画のための品川区行動計画は、「品川区長期基本計画」に基づき、10年を期間として中長期的な視点から策定されています。

第1次行動計画から第3次行動計画へと至る過程では、第4回世界女性会議を中心として、女性のエンパワーメントの動き、女性に対する暴力根絶など人権擁護・尊重の動きが進展し、国内では「男女共同参画社会基本法」が成立するなど大きな動きがありました。

第3次行動計画は、第2次行動計画で女性問題解決の基本的視点に絞り込んだ問題意識を、国内外の動きや課題をふまえて生活・社会のあらゆる場面へと展開し、施策の総合化を図りました。

第4次行動計画では、第3次行動計画の成果をふまえて、さらに新たな社会情勢の変化に的確に対応していく必要があります。区民の意識と実情を把握したうえで課題解決を目指し、配偶者からの暴力の防止に向けた取組みや、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けての取組みなど、より実効性の高い施策の展開を図ります。

これまでの区の取組みをふまえて、基本的人権の尊重に基づく男女共同参画社会を実現するにあたり、第4次行動計画における取組みの方向を以下の3点とします。

### ◆ 男女共同参画センターの充実

区では、1989(平成元)年に女性の活動、相談、情報提供の場として婦人センターを開設、以降2001(平成13)年に男女共同参画センターへと改称、男女共同参画社会に向けた活動を展開しています。

センターも設立20周年となることもふまえて、今後は新しい時代にふさわしい、区民や企業とも協働する男女共同参画センターとしていくために、事業体系、推進体制のあり方などを検討していくことが求められています。

男女共同参画社会の形成に向けては、「品川区長期基本計画」の理念に基づき、女性の人権尊重、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて施策を展開していますが、いずれもより実効性の高い取組みが求められています。男女共同参画センターは、これからもその機能を充実させ、これら施策を具体的に進める中心的機関として役割を担っていきます。

### ◆ 配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実

男女共同参画センターや区民相談室などにおいては、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントに関する弁護士やカウンセラーによる相談事業を実施しています。また、ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止に向けた講座の開催や情報誌「マイセルフ」の発行により、学習の場の提供や情報提供を行っています。

今後は、DV防止法の改正にともない、暴力を未然に防止するとともに相談と支援を充実させるため施策の体系化と推進の体制づくりが必要となっています。



## ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進

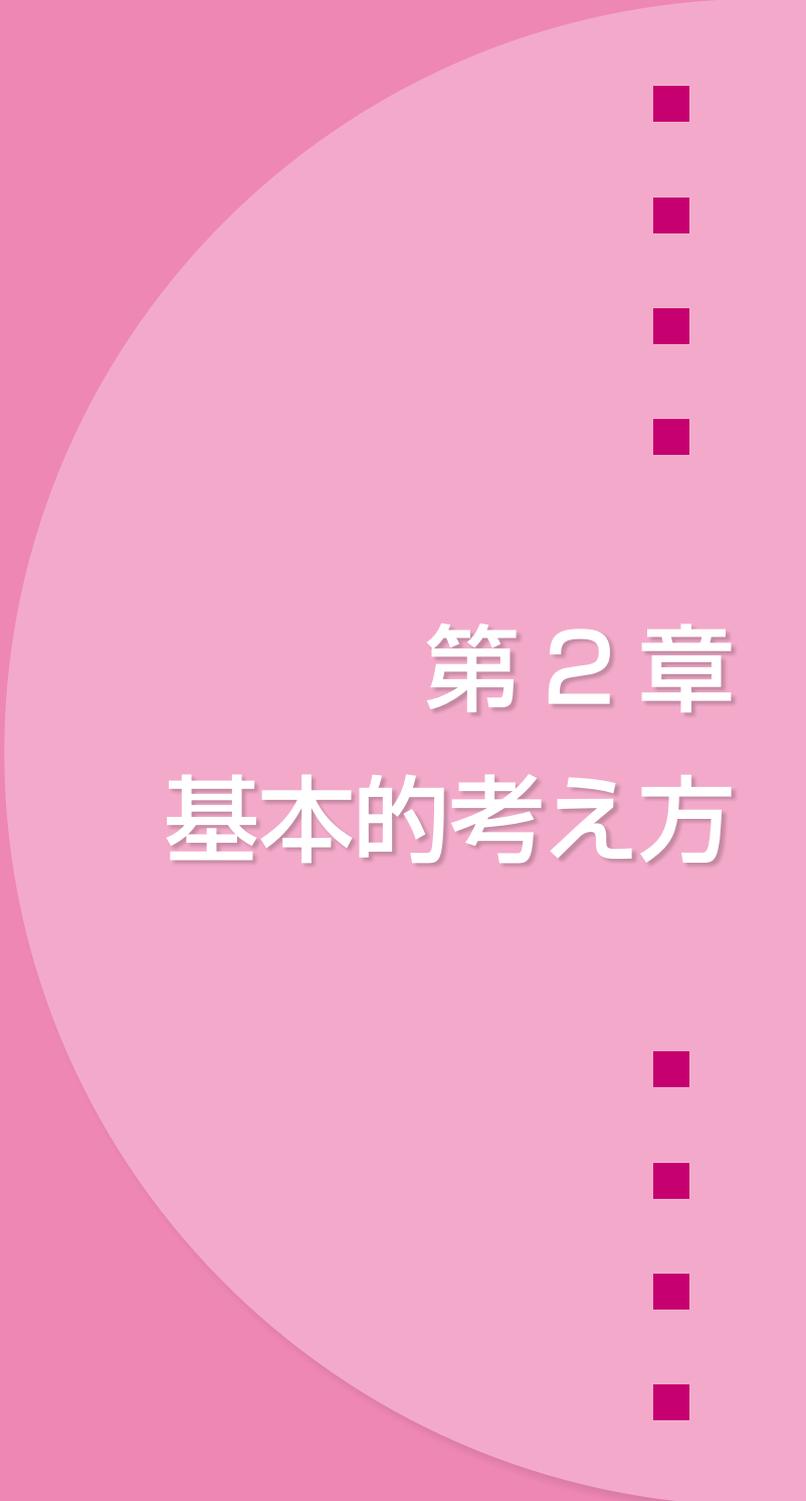
男女がともに責任を分かちあい、仕事と家庭や地域活動などを両立していくことは、男女共同参画社会の基本的な考え方の一つであり、区においても、仕事と家庭の両立支援に向けてさまざまな施策を展開してきました。

また、近年では個々の価値観やそれにともなうライフスタイルが多様化し、男女を問わず仕事と生活をバランスよく充実させたいと思う人が増えています。すべての人々が自分らしい生き方を選択でき、仕事と生活の調和を可能にするワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けては事業者の取組みが不可欠であることから、事業者の理解を深め、主体的な取組みを支援していきます。

区では、区民や区内企業に対して仕事と生活の調和を推進する事業をすでに展開していますが、それらの実績をふまえ、新たに行政の役割を検討しながら、テーマや対象、推進体制などを検討しながら、計画的で実効性の高い施策を行っていきます。





- 
- 
- 
- 

# 第2章

## 基本的考え方

- 
- 
- 
-

# 1 基本理念と将来像

## 本計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に対等に参画できる、男女共同参画社会の実現を目的として策定するものです。

区民一人ひとりが、女性だから男性だからという性別役割分担にとらわれず、互いに尊重しあい、自分らしい生き方とライフスタイルをめざすことが、最も重要な視点になると考えます。

また、少子・高齢社会が進むなかで、互いに支えあう地域社会をつくるためには、区民、町会・自治会、企業、NPO・ボランティア団体、区などがそれぞれに主体性を発揮し、連携・協力していくことも大切です。

本計画では、家庭、地域、職場、学校のすみずみにまで男女共同参画の視点を浸透させ、これにより、多様な状況にある区民が性別にかかわらず、能力と個性を発揮して互いに支えあう地域社会をつくることを基本理念として定めます。

### 基本理念

区民一人ひとりが  
互いに人権を尊重しつつ  
責任を分かち合い、  
能力と個性を発揮できる  
男女共同参画社会の実現



## 品川区がめざす男女共同参画社会の将来像

品川区では、2008(平成20)年4月に、区の将来像と基本方針を明らかにした新たな「品川区基本構想」をスタートさせました。それに基づき2009(平成21)年4月から10年間の長期基本計画を推進しています。

品川区基本構想では、将来像である「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、「誰もが輝くにぎわい都市」、「未来を創る子育て・教育都市」、「みんなで築く健康・福祉都市」、「次代につなぐ環境都市」、「暮らしを守る安全・安心都市」の5つの都市像を掲げています。男女共同参画社会の実現は、「未来を創る子育て・教育都市」の柱の一つである「平和で人権が尊重される社会をつくる」のなかに位置づけられています。

品川区は、この「品川区基本構想」と「品川区長期基本計画」に基づき家庭、地域社会、職場、学校などにおいて男女共同参画社会の実現をめざします。

そして、男女が互いの人権を尊重して性別による固定的な役割分担意識を見直し、一人ひとりの個性が尊重される社会、男女が平等な立場であらゆる分野に参画し、充実した人生を送ることができる社会、家庭や地域社会、職場において仕事と生活の調和を実現し、生き生きと活動できる社会を築きます。

## 2 基本視点

品川区では、先にあげた男女共同参画社会を実現していくために、次の3つの基本視点に立って男女共同参画を進めていきます。

### (1) 行動

区民一人ひとりが、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる場面において男女共同参画の理念に基づき、意識や慣行を見直し、男女共同参画社会の実現に向けて行動します。

### (2) 協働

男女共同参画の施策の実施にあたっては、区と区民、企業、NPO・ボランティア団体などがそれぞれ主体となって、協働していきます。

### (3) 推進

行動計画の推進にあたっては、進捗状況の調査とその評価を実施しながら推進します。



## 3 基本目標

本計画は、次の3つの基本目標に沿って、施策を進めていきます。

### (1) 人権が尊重されるまち しながわの実現

男女が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合い、性別にとらわれることなく対等な立場で能力と個性を発揮することは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な目標です。区民生活のあらゆる場面で従来の慣行を見直し、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方ができる社会をめざした意識啓発や情報提供等を行います。

また、あらゆる暴力は人権侵害であるという認識に立ち、なかでも女性に対する暴力を根絶するための施策を充実します。

### (2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

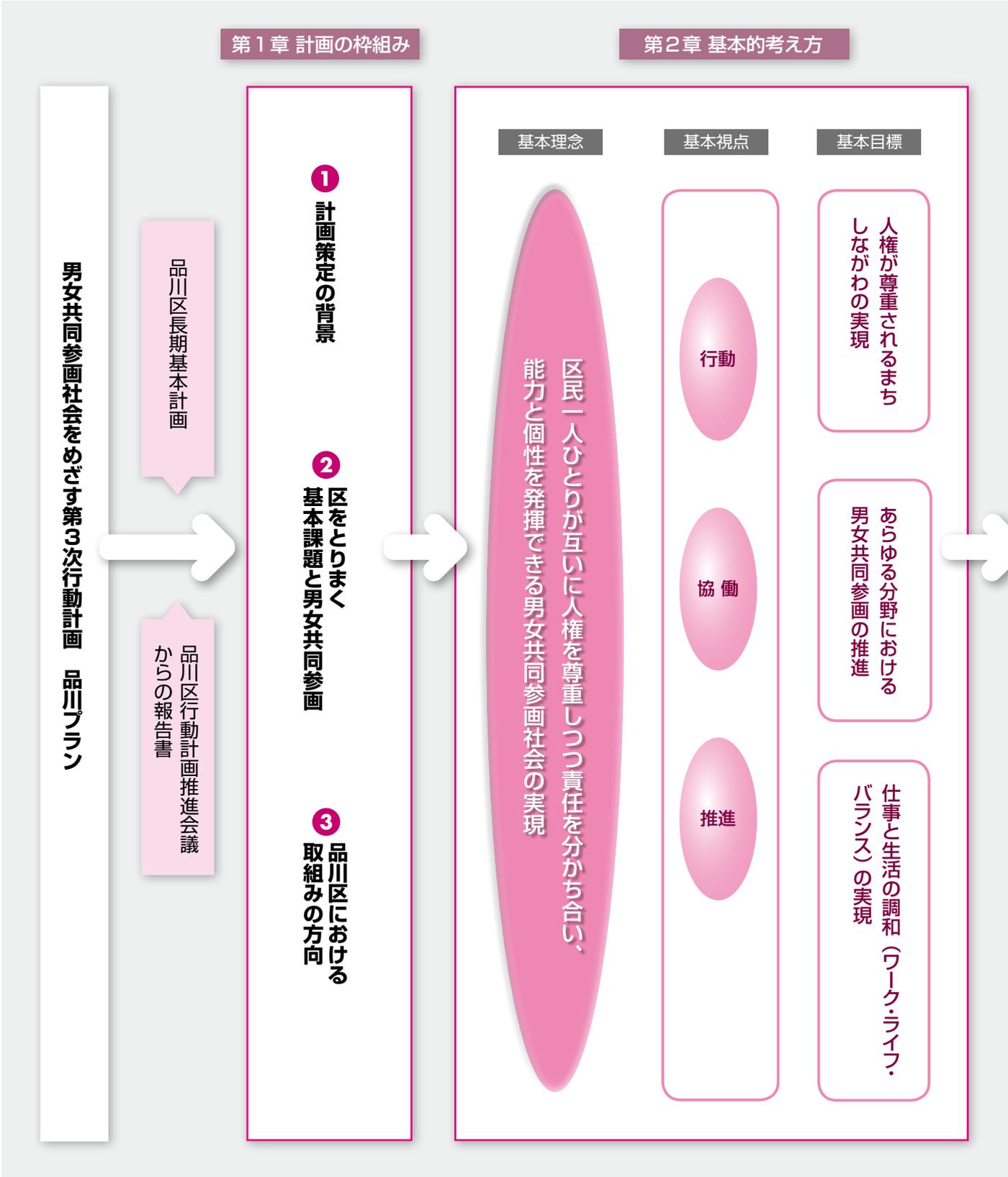
政治、経済、社会、文化など、あらゆる分野において男女がともに参加し、政策や方針の決定過程に女性が今まで以上に参画できるようなくみづくりを進めるとともに、人材の育成と発掘などを積極的に行います。

また、女性が社会的なキャリアを育みつつ、仕事や地域活動などさまざまな社会活動に従事することができるよう、女性に対するチャレンジ支援を行います。

### (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域、余暇や自己啓発などさまざまな分野においてバランスよく活動することが重要です。とくに男性が従来の仕事中心のライフスタイルから、仕事、家庭生活、地域生活等のバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるように、事業者とも協働して施策を推進していきます。

# 4 男女共同参画のための品川区行動計画



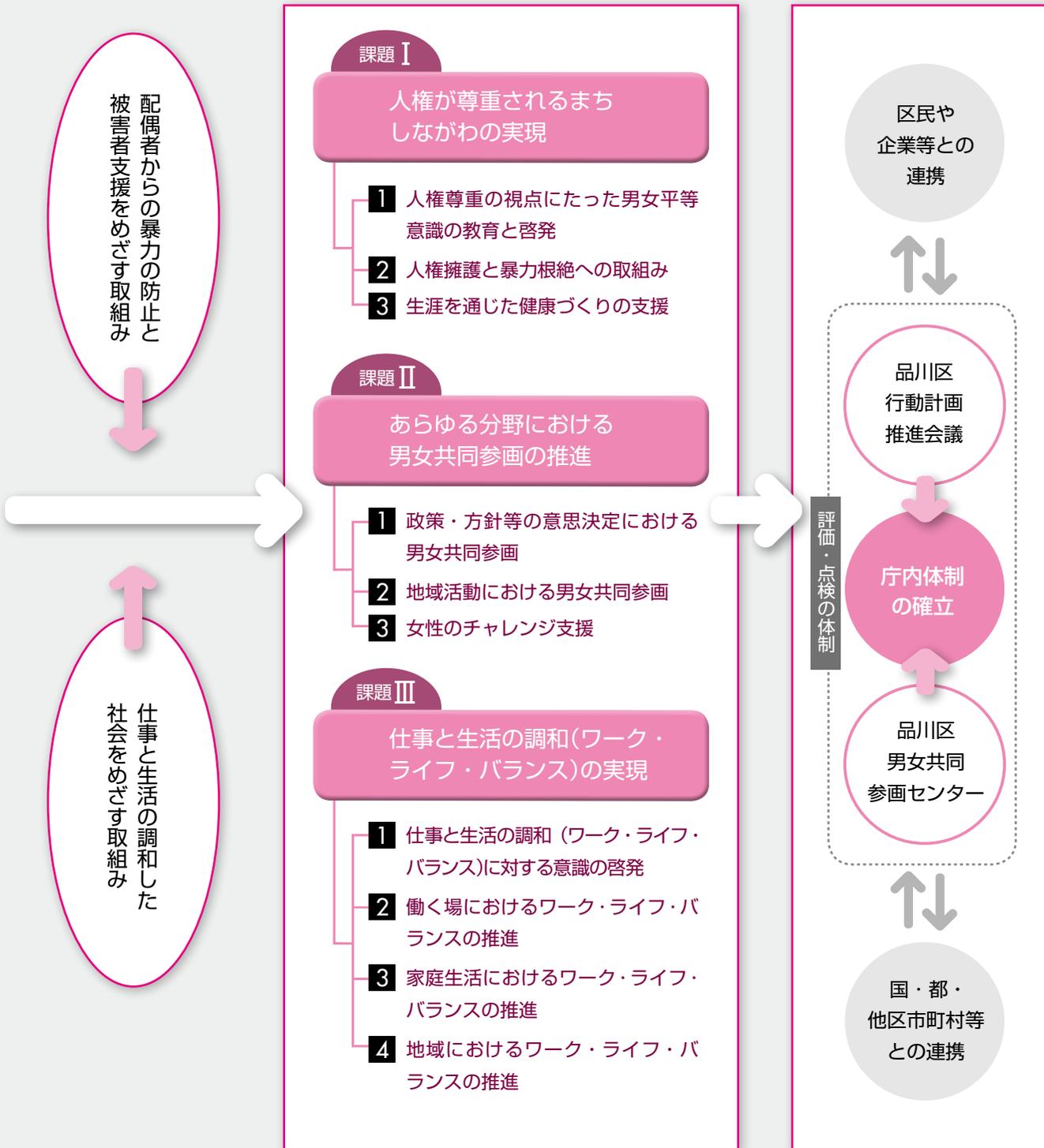
# (第4次)の全体像



## 第3章 重点的に取り組む施策

## 第4章 課題解決の方向と取り組み

## 第5章 計画を推進するために







## 第3章

# 重点的に取り組む施策



# 1

## 配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取り組み

### 背景

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、配偶者や恋人などの親密な関係にある男女間の暴力ですが、これらの暴力は、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害であり、殺人事件に発展することもまれではない重大な社会問題となっています。

こうしたなか、区にもドメスティック・バイオレンスに関する相談が寄せられ、外国人へのドメスティック・バイオレンスや国際結婚におけるドメスティック・バイオレンスなどの相談もあります。また近年では高校生や大学生などのデートDV(恋人による身体的、精神的、性的な暴力等)も問題となってきていますが、DV防止法の対象にはなっていません。

これまで区では、ドメスティック・バイオレンスの早期発見のための啓発、相談体制の充実、東京都女性相談センターとの連携による被害者支援などを進めてきました。しかし、暴力を根絶するためには、行政やNPO、地域が連携して対策を講じ、暴力を許さないという意識を社会に根付かせることが重要であり、継続的に被害者支援をしていくことも必要となっています。

### ■ 配偶者暴力の現状

- 都内の各相談機関で受け付けた全体の相談件数は、依然として増加傾向であり、特に区市町村、警察署など身近なところでの相談が増加
- 被害者のほとんどは女性で、都の実態調査によれば、被害者の約8割に子どもがおり、5割以上が無職
- 暴力から逃れた後でも、被害者の4割以上が経済的な不安を抱えている



資料：東京都配偶者暴力対策基本計画(平成21年3月)



## ねらい

2007(平成19)年に施行された改正DV防止法では、配偶者暴力の防止と被害者保護のための基本計画の策定および適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことが、市町村の努力義務となりました。

区が、配偶者暴力対策基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすにあたっては、ドメスティック・バイオレンス防止に向けて行政や民間企業、地域社会、個人が継続的に力を出し合う仕組みをつくることが求められています。

### ■ 配偶者暴力の防止と被害者支援の取組み

#### 品川区配偶者暴力対策基本計画の策定

- ★ 配偶者暴力対策基本計画の策定

#### ドメスティック・バイオレンス防止のための意識啓発

- ★ 区広報、パンフレットでの啓発
- ★ 配偶者暴力に関する研修、講座の実施
- ★ 在住外国人に対する相談機関等の情報提供

#### ドメスティック・バイオレンスの被害者のための支援

- ★ 相談窓口の充実  
男女共同参画センター、区民相談室、子育て支援課、保健センター
- ★ 区における配偶者暴力相談支援センター機能の整備  
就労支援、心のケア、生活保護、就学・転校(園)、住所の情報保護など
- ★ 在住外国人の被害防止に向けての支援
- ★ 職務関係者研修(二次被害の防止)

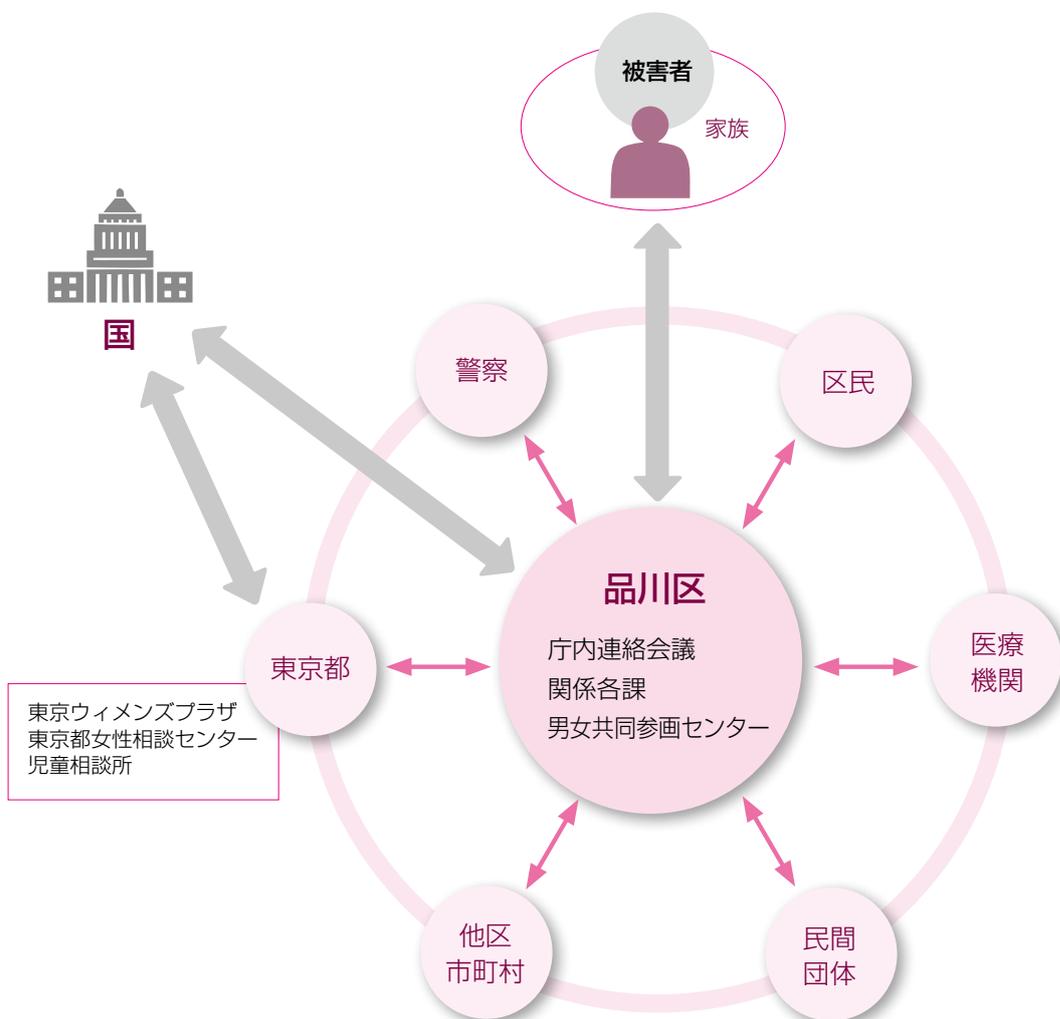
#### 関係団体との連携

- ★ 関係機関との連携強化(警察・病院など)  
配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置
- ★ 民間団体等との連携による被害者支援
- ★ 国・東京都・他区市町村との連携

品川区では、ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取組みの核として、「配偶者暴力対策基本計画」を策定します。計画に基づき、配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、意識啓発や被害者支援を進めるほか、さまざまな関係機関とも連携しながら、総合的な支援を進めていきます。

## ■ ドメスティック・バイオレンス防止に向けた取組みの全体像

### 品川区配偶者暴力対策基本計画





## 2 仕事と生活の調和した社会をめざす取り組み

### 背景

人間が生きていく上において、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」（男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会 2007）は欠かすことができないものです。にもかかわらず、現状ではその不均衡によって、「安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない」、「仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない」、「仕事と子育てや介護との両立に悩んでいる」など、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

一人ひとりが豊かな人生を実現していくためにも、仕事と生活の調和のとれた社会をめざしていくことは大切であり、区民への普及・啓発、家庭への支援、地域との協働による支援体制づくり、企業への働きかけなど、行政の取り組みを総合的に展開していくことが必要です。

### ねらい

品川区行動計画推進会議は、「第12期品川区行動計画推進会議報告書」（2009（平成21）年3月）において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を妨げている要因として、社会不安や産業構造の変化にともなう「個人の経済的活動」に関する不安と時間の圧迫、「人々の生き方の変化」にともなう性別役割分業の残存や社会基盤の遅れなどを指摘しています。

品川区では、区民や企業、区が協力してワーク・ライフ・バランスを推進することによって、多様性が尊重され、活力のある持続可能な社会の実現をめざします。

そのために、社会経済の状況にかかわらず、区民一人ひとりがその能力や適性、生活の状態に応じて多様な選択を行い、さまざまな活動を展開できるよう、従来の施策を見直しながら、区民参加の新しいあり方について模索していきます。

## ■ ワーク・ライフ・バランス推進への取組み (アクションプラン)

### ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

- ★ ワーク・ライフ・バランス啓発紙の作成・配布

### 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ★ 中小企業ワーク・ライフ・バランス支援事業
  - (1)ワーク・ライフ・バランス・コンサルティングの実施
  - (2)ワーク・ライフ・バランス導入セミナー等の開催
  - (3)導入後の成果や経営指針などを盛り込んだ企業紹介番組の放送
  - (4)ワーク・ライフ・バランス企業支援資金融資あっ旋
  - (5)ワーク・ライフ・バランス推進企業への契約における総合評価制度への加点
  - (6)ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰
- ★ 区内企業のワーク・ライフ・バランス宣言の推進
- ★ 事業者としての区の取組み

### 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ★ 短期間就労に対応した保育室の整備
- ★ 育児休業後の円滑な保育の実現
- ★ 子育て支援スタッフ育成
- ★ 乳幼児親子に特化した地域子育て支援拠点の整備

### 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ★ 地域との協働による支援体制づくり



■ 品川区がめざすワーク・ライフ・バランスが実現した社会



ワーク・ライフ・バランスが実現すると…

企業は…	区民生活は…	地域では…
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇優秀で多様な人材が確保できる</li> <li>◇業務の効率化により業績が向上する</li> <li>◇社員の満足度が向上する</li> <li>◇企業のイメージがアップする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇男女がともに協力し合って、家事、育児、介護に参加できる</li> <li>◇女性が働き続けることができる</li> <li>◇家族の団らんや休養の時間が確保され、健康な生活を送ることができる</li> <li>◇自己啓発や趣味の時間を持つことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇あらゆる区民がさまざまな地域活動に参加できる</li> <li>◇幅広い世代の交流が実現する</li> <li>◇人と人とのふれあいにより、地域が活性化する</li> </ul>





## 第4章

# 課題解決の方向と取組み



# 1 計画の体系（体系図）

## 課題Ⅰ

### 人権が尊重されるまち しがわの実現

- 1 人権尊重の視点にたった男女平等意識の教育と啓発
- 2 人権擁護と暴力根絶への取組み
- 3 生涯を通じた健康づくりの支援

## 課題Ⅱ

### あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 1 政策・方針等の意思決定における男女共同参画
- 2 地域活動における男女共同参画
- 3 女性のチャレンジ支援

## 課題Ⅲ

### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発
- 2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進



- (1) 男女平等意識の教育と啓発
- (2) 男女平等の視点にたった慣行等の見直し
- (3) メディアにおける人権の尊重

- (1) 配偶者等からの暴力の根絶
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止
- (3) 性暴力・性の商品化の防止

- (1) 年代や性差に応じた健康づくりの支援

- (1) 審議会等への男女共同参画
- (2) 区女性職員等の管理職への登用

- (1) 地域活動への参画の促進
- (2) 防災・まちづくりなどへの女性の参画の推進

- (1) 就労の支援
- (2) 起業・創業の支援

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及

- (1) 企業等への働きかけ

- (1) 家庭生活への男女共同参画
- (2) 子育てへの支援
- (3) 高齢者・障害者を支えあう仕組みづくり
- (4) ひとり親家庭の自立支援

- (1) 地域との協働による支援体制づくり

## 2 計画の内容

### 課題 I

## 人権が尊重されるまち しながわの実現

### 現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が互いの人権を尊重し、ともに生活の主体者として自立できる社会をいいます。しかしながら、区民一人ひとりが性別を超えて個性や能力を発揮するためには、まだまだ多くの解決しなければならない課題が残されています。

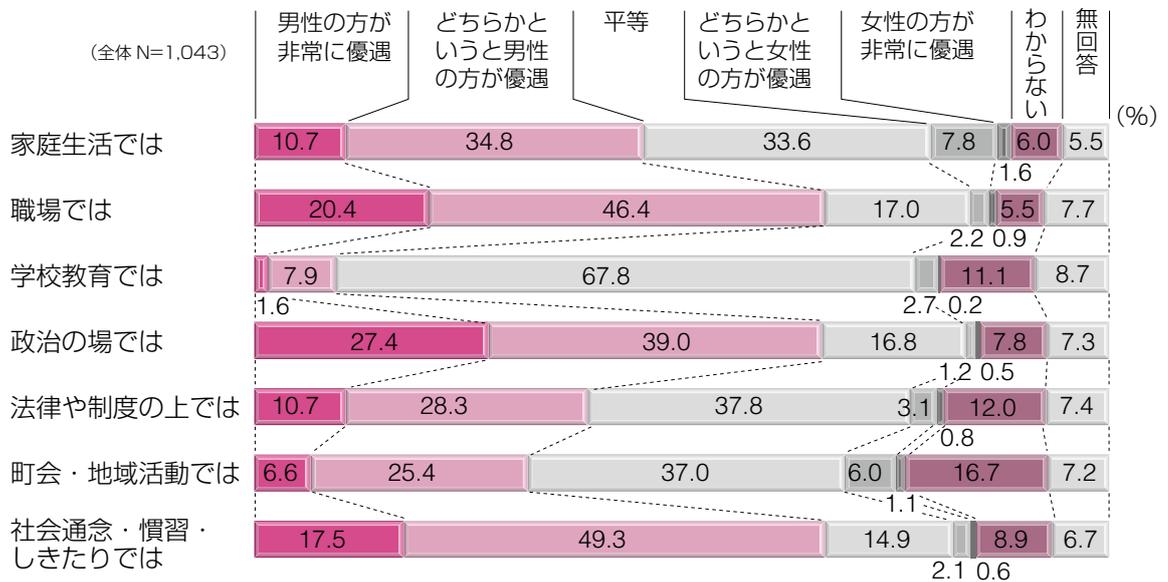
「品川区人権に関わる意識調査(以下「意識調査」と記載)」によると、男女の地位の平等感では、〈学校教育の場で〉を除いたいずれの分野でも、多くの区民が《男性優遇(「男性の方が非常に優遇」と「どちらかという男性の方が優遇」を合計)》と感じており、とくに〈職場では〉、〈社会通念・慣習・しきたりでは〉、〈政治の場では〉において、不平等感が強くなっています(図表 1-1)。

こうした男女の地位の不平等感が解消されない大きな要因の一つに、「男は仕事、女は家庭」という考え方があります。この考え方について賛否をたずねたところ、男女ともに「そうは思わない」が最も多くなっています。しかしながら、前回以前の調査結果と比較すると、「もっともだと思う」は2004(平成16)年まで減少傾向にありましたが、今回調査では増加に転じています。特に女性は、2004(平成16)年調査に比べて「もっともだと思う」が多くなっていると同時に、「そうは思わない」が少なくなっており、性別役割分担を肯定する考え方が微増しています(図表 1-2)。

一方、家庭内の役割分担については、11項目中9項目で「妻」が最も多く、特に〈食事のしたく〉、〈洗濯〉では6割弱を占めています(図表 1-3)。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画のみならず、男性の生活的な自立をも妨げてきました。男女の人権に根ざした男女平等意識を醸成していくとともに、男女が家庭や地域社会、職場において等しく参画できるよう、さらなる施策の充実が必要です。

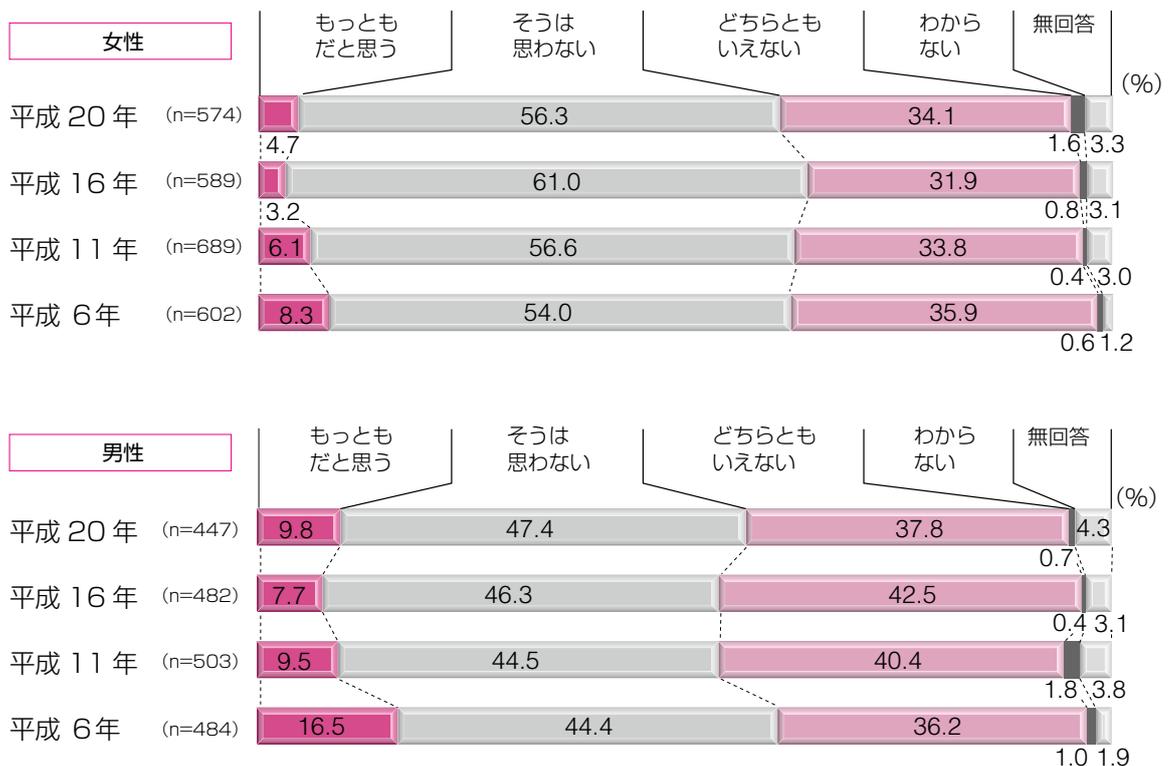
図表 1-1 分野別男女平等評価



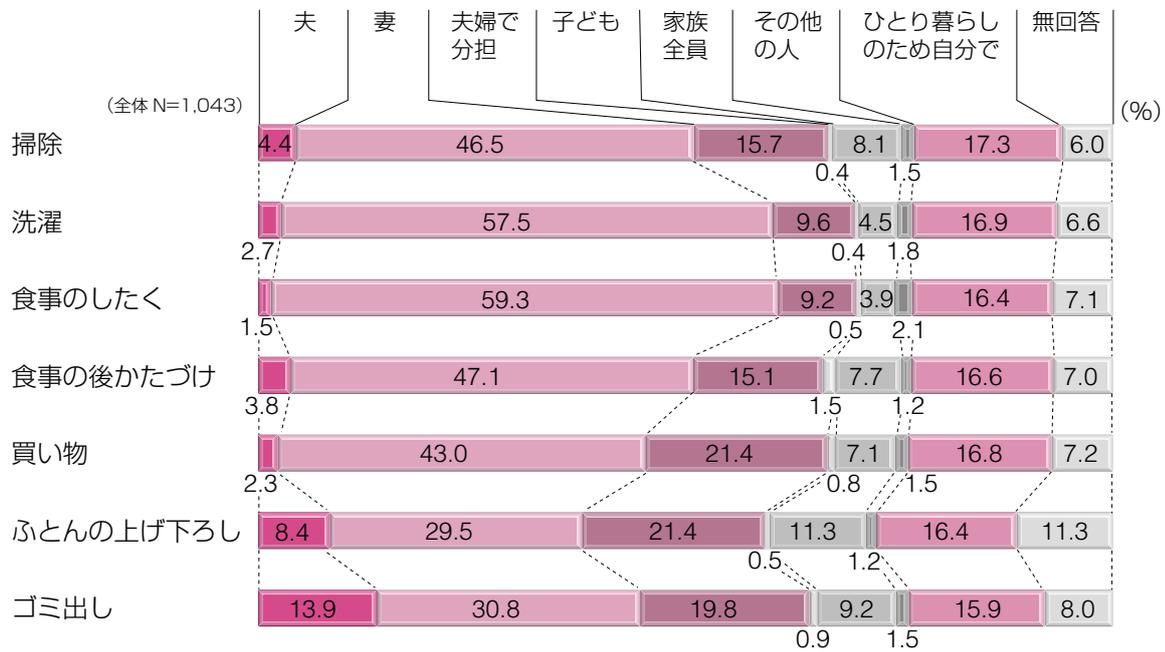
資料：品川区人権に関わる意識調査(2009年1月)  
 ※以降、資料の記載がない図表は同資料とします。

図表 1-2 性別役割分担への賛否 —過去調査との比較— (性別)

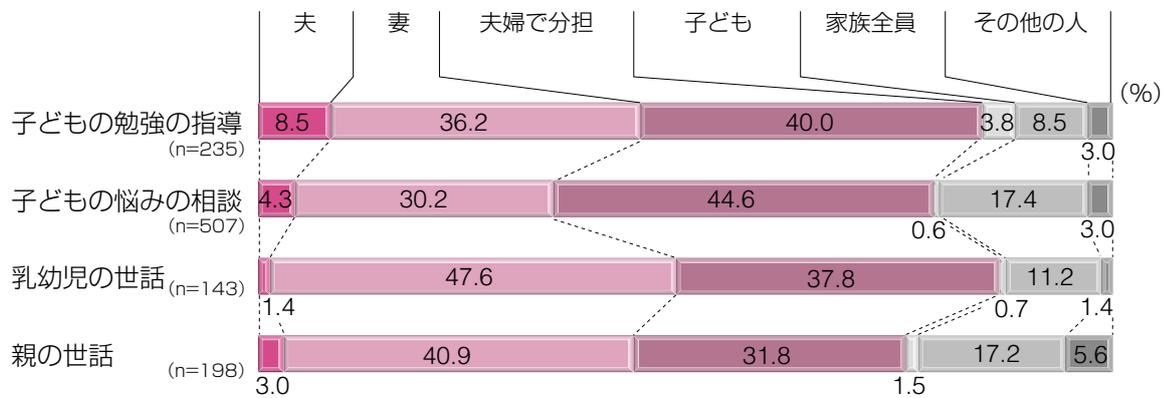
※「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について聞きました。



図表 1-3 家庭内における役割分担



以下は「ひとり暮らしのため自分で」と「無回答」を除いて集計している



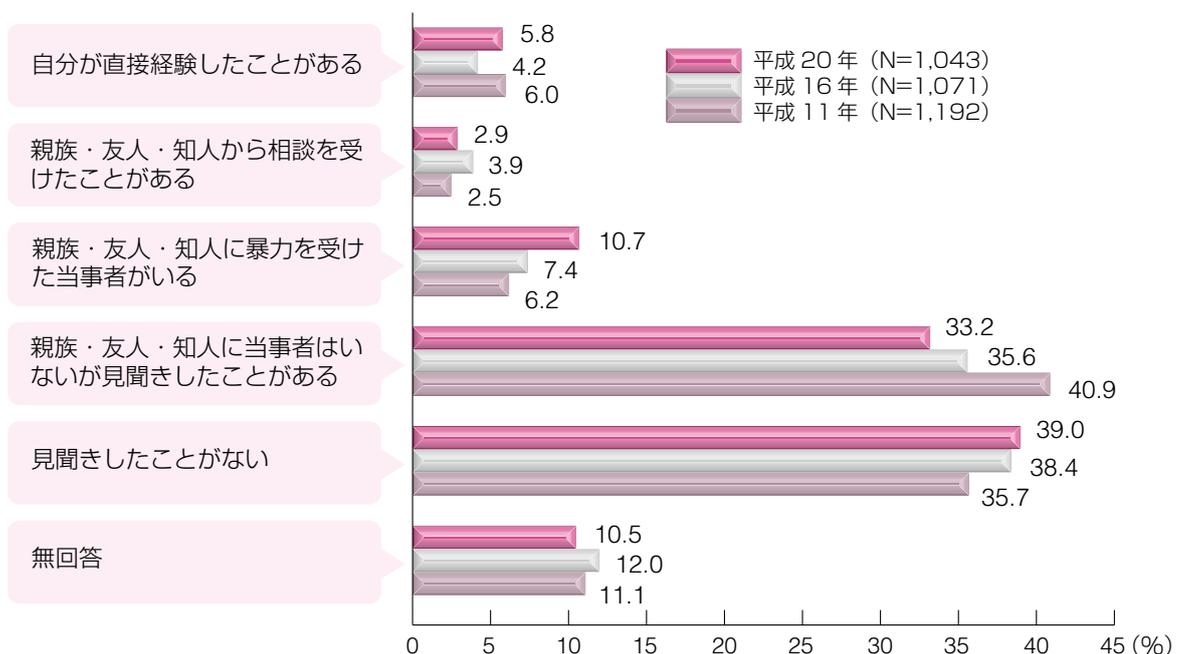
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が2001（平成13）年に施行され、2004（平成16）年、2007（平成19）年の改正を経て、ドメスティック・バイオレンス（DV）の認知度は高くなってきています。

「意識調査」によると、夫婦や恋人などの親密なパートナー間での暴力については、全体では、「見聞きしたことがない」が最も多かったものの、「親族・友人・知人に当事者はいないが、見聞きしたことがある」が33.2%、「自分が直接経験したことがある」が5.8%となっています。2004（平成16）年調査結果と比べると、「親族・友人・知人に暴力を受けた当事者がいる」、「自分が直接経験したことがある」が多くなっています（図表1-4）。

配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、意識啓発や情報提供、被害者の救援や保護、自立への支援など多岐に渡る継続的な支援が必要です。

また、男女共同参画を推進していくためには、男女とも心やからだの健康に対して正しい知識をもち、自らを管理し、家庭生活や地域、職場等で実践していくことが重要です。そのためには、性差に配慮しつつ、幼少期から思春期、壮年期、更年期、高齢期など、あらゆるライフステージへの情報提供や相談支援が必要です。

図表 1-4 ドメスティック・バイオレンス（含むデートDV）の経験、見聞きしたことの有無



※平成20年から恋人間についても聞いている。

# 1 人権尊重の視点にたった男女平等意識の教育と啓発

区民が男女とも、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方を尊重することが必要です。そのためには、男だから、女だからという固定的な価値観にとらわれず、互いの多様性を認めあう関係づくりが重要です。

家庭や地域社会、職場や学校において、そうした人権意識や男女平等意識を根づかせていくためにも、今後いっそう意識啓発等が必要です。また、情報化が急速に進むなかで、区民の考え方に影響を及ぼすメディアの活用については、行政自らが男女共同参画の視点に配慮して情報を発信するとともに、区民がメディアによってもたらされる情報を的確に理解し、主体的に判断できる能力を身につけることができるように支援していきます。

## (1) 男女平等意識の教育と啓発

今もなお根強く残る男女の不平等をなくし、男女が対等な立場で能力と個性を発揮できるようにするために、区民一人ひとりが人権や男女平等についての意識を深めていけるように啓発を行います。

また、意識や考え方に影響を及ぼす家庭教育、学校教育について、子ども一人ひとりの個性を大切にす教育の充実を図ります。また、社会に出たあとも男女共同参画の意識を高め、男女がともに能力を発揮できるような学習環境を充実します。

### ① 人権尊重都市品川宣言の普及・啓発

人権尊重都市品川宣言を活用し、その普及を図りながら、人権教育および啓発を推進します。

- 主な取組み**
- ・ 人権教育および啓発における「人権尊重都市品川宣言」の活用
  - ・ 各種発行物等への「人権尊重都市品川宣言」の掲載
  - ・ 区施設等への「人権尊重都市品川宣言」の掲示

人権啓発課  
指導課

### ② 男女平等の視点に基づく人権教育と啓発の推進

男女平等を人権問題としてとらえ、違いを認め合い、相互に尊重しあう思いやりを育てるための教育と啓発活動を推進します。

- 主な取組み**
- ・ 男女平等啓発誌・パンフレットの発行およびホームページの作成
  - ・ 人権啓発資料および図書資料の充実
  - ・ 男女平等の視点にたった子育ての推進
  - ・ 教職員対象の人権教育研修の実施
  - ・ 男女平等の視点にたった、カリキュラムや教材の点検

人権啓発課  
子育て支援課  
保育課  
指導課  
品川図書館

### ③ 男女共同参画の学習機会と場の提供

生涯にわたって男女共同参画について学べるように、学習の機会と場を提供し、男女平等の意識を高めます。

- 主な取組み**
- ・人権啓発講座および生涯学習講座等、区民が広範に学べる機会の提供
  - ・学習と交流の場の提供

人権啓発課  
文化スポーツ  
振興課

### ④ 働く場における男女平等意識の啓発

区内企業に対し男女平等意識の向上を働きかけるとともに、区の職場においても男女平等意識を啓発します。

- 主な取組み**
- ・労働セミナー等の開催
  - ・区職員・教職員に対する研修の実施
  - ・区における性別役割分担の廃止と適材適所の人事

人権啓発課  
人事課  
ものづくり・  
経営支援課  
指導課

## (2) 男女平等の視点にたった慣行等の見直し

家庭、地域社会、職場、学校など日常生活において、性別による固定的な役割分担に基づく慣行等の見直しを行い、男女がともに社会に参加し、意思決定に参画できるための環境づくりを支援していきます。

### ① 教育と子育ての場における男女平等の推進

教育と子育ての場において男女平等を推進します。

- 主な取組み**
- ・教育と子育ての場における不必要な区別の解消
  - ・男女混合名簿の実施
  - ・休日の授業参観など、父親が参加できる取組み

子育て支援課  
保育課  
指導課

### ② 性別にとらわれない多様な進路選択の提示 新規

性別にとらわれない幅広い進路を提示し、多様な進路選択ができるような指導を行います。

- 主な取組み**
- ・性別にとらわれない多様な進路選択の支援と指導の充実

保育課  
指導課

### (3) メディアにおける人権の尊重

区の広報紙や刊行物等において、女性や子ども、高齢者や障害者など、あらゆる人の人権に配慮した記述や表現が行われるように、人権尊重の視点にたって見直しを行います。

また、情報化が急速に進展するなか、区民がメディアなどの情報を的確に読み解く力を伸ばし、主体的に判断して、情報を活用できる能力を育成するための支援を行います。

① 区広報紙等における男女平等の視点の定着	
<p>区が発行する広報紙やパンフレット、公文書等において、性別役割分担意識を助長するような表現や、人権尊重の意識をそこなう表現が行われないように点検します。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人権尊重と男女平等の視点にたった点検</li><li>・ 人権尊重と男女平等の視点にたったパンフレット等の作成</li></ul>	関係各課
② メディア・リテラシーの育成	
<p>固定的な性別役割分担や暴力を助長する表現などについて、人権尊重と男女平等の視点にたってメディアの情報を読み解き、判断する力を身につけます。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ メディア・リテラシーを身につけるための学習機会の支援</li></ul>	人権啓発課 文化スポーツ 振興課 指導課

## 2 人権擁護と暴力根絶への取組み

ドメスティック・バイオレンスは、配偶者や恋人などの親密な関係にある男女間で起こる暴力のことであり、深刻な人権侵害です。配偶者等からの暴力根絶に向けて、意識啓発や被害者に対する支援の充実を図ります。また、セクシュアル・ハラスメントや性の商品化は、あらゆる人の人権を侵害し、私たちの社会において性暴力や性差別を助長するものとなっています。人権尊重の視点から、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの性暴力や性の商品化の防止に取組みます。

### (1) 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者等からの暴力は人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、関係機関の連携を強化し、被害者に対する相談、支援の充実を図ります。

<b>① 「品川区配偶者暴力対策基本計画」の策定</b> <small>新規</small>	
関係各課が連携して「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定します。 <b>主な取組み</b> ・「品川区配偶者暴力対策基本計画」の策定	人権啓発課 関係各課
<b>② ドメスティック・バイオレンス、デートDV防止のための啓発</b> <small>新規</small>	
ドメスティック・バイオレンス、デートDVが人権侵害であることの啓発、PRを行います。 <b>主な取組み</b> ・ドメスティック・バイオレンス、デートDVに関する区の広報、ホームページ、パンフレット等での啓発 ・ドメスティック・バイオレンス、デートDVに関する研修、講座の実施	広報広聴課 人権啓発課
<b>③ 被害者に対する相談・支援機能の充実</b>	
関係機関が連携し、暴力の早期発見と被害者に対する相談、支援の充実を図ります。 <b>主な取組み</b> ・相談業務担当者等に対する研修の実施 ・相談窓口の充実と関係各課の連携強化 ・緊急避難支援の充実 ・子どもへの支援の充実 ・関係機関との連携強化（配偶者暴力ネットワーク会議）	広報広聴課 人権啓発課 戸籍住民課 子育て支援課 保健センター
<b>④ 在住外国人への情報提供と支援</b> <small>新規</small>	
ドメスティック・バイオレンス被害にあっていない在住外国人に対する支援の充実を図ります。 <b>主な取組み</b> ・相談機関等の情報の提供 ・被害防止に向けての支援	広報広聴課 人権啓発課 子育て支援課

## (2) セクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントについては男女の認識の差も大きいことから、防止に向けての意識啓発や情報提供、相談窓口の充実に努めます。

① セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	
<p>セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、区民や区職員・教職員を対象にした意識啓発を実施します。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・啓発パンフレットの作成、配布</li><li>・区職員・教職員へのセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の実施</li></ul>	人権啓発課 人事課 指導課
② セクシュアル・ハラスメント被害者の相談と支援	
<p>セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、相談と情報提供を充実します。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・区民の相談窓口と情報提供の充実</li><li>・区職員・教職員の相談窓口の充実と周知</li></ul>	広報広聴課 人権啓発課 人事課 指導課

## (3) 性暴力・性の商品化の防止

多発する性暴力の防止、インターネット、DVD、本などにおける女性の性の商品化に対する意識啓発を行うとともに、地域との連携を図ります。

① 性暴力防止と意識啓発	
<p>性暴力の防止に向けて意識啓発と行政・地域の連携を図ります。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・性暴力を防止するための意識啓発</li><li>・家庭教育等における性教育の実施</li></ul>	人権啓発課 子育て支援課
② 性の商品化防止と意識啓発	
<p>性の商品化の防止と、性を尊重し理解する意識の醸成を図ります。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・啓発誌での特集</li><li>・学校、社会、家庭教育等における性教育の充実</li><li>・青少年対策地区委員による地域環境実態調査の実施</li></ul>	人権啓発課 地域活動課 青少年育成課 庶務課 指導課

### 3 生涯を通じた健康づくりの支援

男女共同参画社会を実現するためには、女性と男性双方が互いの性を十分に理解しあい、心とからだの健康づくりを考えていく必要があります。

近年、メタボリック・シンドロームの問題の顕在化を通して、女性のみならず、男性にとっても生涯にわたる健康づくりの重要性が認識されるようになってきました。

女性の健康支援については、安心して妊娠・出産することができるようにするための配慮が必要であるとともに、更年期以降も健康上の問題に留意する必要があります。また近年、性差に対応した的確な医療の重要性も指摘されるようになっており、女性外来、女性健診の充実も課題となっています。

若年層については人工妊娠中絶や性感染症などが増えている傾向もあり、適切な性教育と、それらを通じた自尊感情の醸成なども課題となっています。

このように、男女がそれぞれの年代に応じて、健康に関する適切な自己管理を行うことができるような教育や指導が必要であると同時に、男女があらゆる年代において互いの性と健康について理解し、尊重しあえるような啓発が必要です。

#### (1) 年代や性差に応じた健康づくりの支援

思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりを支援します。また、性差に対応した的確な医療を受けることができるような受診環境づくりや情報提供を行います。

<b>①生涯を通じた健康づくりの推進</b> <small>新規</small>	
情報提供や教育、制度の充実などによって健康づくりを推進します。	
<b>主な取組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域を中心とした健康づくり体制の推進</li> <li>・ 性に関する正しい知識の普及・啓発</li> <li>・ 男性・女性の特性に応じた検診制度の充実</li> <li>・ 女性専門外来に関する情報提供</li> </ul>	健康課 保健予防課 保健センター
<b>②母子保健医療体制の整備</b> <small>新規</small>	
養育医療、妊娠高血圧症候群等の医療費、育成医療等の助成を行います。	
<b>主な取組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未熟児に対する養育医療費の助成</li> <li>・ 妊娠高血圧症候群等の医療費の助成</li> <li>・ 育成医療（自立支援医療）費の助成</li> <li>・ 不妊治療費の助成</li> <li>・ 妊婦健康診査の公費助成</li> </ul>	健康課 保健センター

### ③こころの健康に対する支援

こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及啓発を図るとともに、本人や家族を支援します。

- 主な取組み
- ・こころの個別相談と家族支援
  - ・講演会等の開催
  - ・啓発誌での特集

人権啓発課  
障害者福祉課  
保健予防課  
保健センター

課題 II

あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けては、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において、男女がともに参加することはもとより、政策や方針の決定過程に女性が参画していくことが重要です。審議会等に占める女性の割合は2000(平成12)年から2008(平成20)年までの8年間で28.4%から35.5%へと着実に増え、目標値の40%に近づいています。今後も一層、女性の参画を推進することが必要です。

図表 2-1 委員会等への女性の参加状況比較 (品川区)

■ 委員会等への女性の参加状況の推移

		全委員	女性委員	女性の割合
2000(平成12)年	行政委員会	13	2	15.4%
	審議会等	778	221	28.4%
2008(平成20)年	行政委員会	13	2	15.4%
	審議会等	990	351	35.5%

■ 区議会議員の女性の占める割合比較

	全議員数	女性議員	女性の割合
2000(平成12)年	42	10	23.8%
2008(平成20)年	40	11	27.5%

資料：品川区

ボランティアやまちづくりのための活動への参加意向についてみると、全体では「単発でできるボランティア活動」が最も多くなっています。男女別にみると、ほとんどの項目で女性の回答が多く、とくに「育児や子育て中の家庭への支援」では男性を6.1ポイント上回っています。今後はさまざまな活動ニーズに応え、参加しやすい環境をつくっていくことが課題です。

図表 2-2 ボランティアやまちづくりのための活動への参加意向 (複数回答)

(%)

	単発でできるボランティア活動	多少の収入が得られる活動	趣味や技術をいかしたボランティア活動や作業・指導	美化、緑化活動	道路や公園の清掃	町会・自治会の活動	環境問題や社会全体、発展途上国などへの貢献活動	小中学校でのボランティア活動	育児や子育て中の家庭への支援	パソコンなどのIT関連技術をいかしたボランティア活動	福祉施設などでのお手伝い
全体 (N=1,123)	15.0	14.4	12.2	8.9	7.7	7.5	7.3	6.4	6.3	6.2	
男性 (n=530)	13.6	13.2	11.3	8.3	7.0	7.5	5.1	3.2	7.9	4.5	
女性 (n=593)	16.2	15.5	13.0	9.4	8.4	7.4	9.3	9.3	4.9	7.8	

資料：第17回品川区世論調査(2006年12月) ※上位10位まで記載

# 1 政策・方針等の意思決定における男女共同参画

政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、区民一人ひとりが社会や政治に関心をもち、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。

そこで、区の政策・方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、審議会等へ性別にかたよりのない参画を引き続き推進するとともに、新しい時代の男女共同参画を担う人材の育成を進めます。

## (1) 審議会等への男女共同参画

女性の参画率の目標設定を行い、審議会や委員会における委員に女性の登用を促進します。

### ① 審議会等の男女比率の改善

審議会や委員会における構成を男女がそれぞれ40%～60%の比率で構成されるよう、その参画目標値を40%とします。

**主な取組み** ・ 審議会、委員会への女性委員の参画促進

関係各課

## (2) 区女性職員等の管理職への登用

区女性職員・教職員を管理職に積極的に登用するための働きかけを行います。

### ① 女性職員・教職員の昇任試験の受験勧奨

行政の政策立案に大きく関わり、責任ある立場にたつ管理職や係長への選考に、多くの女性がチャレンジしていくように働きかけていきます。

**主な取組み** ・ 女性職員への管理職や係長等の昇任試験の受験勧奨  
・ 管理監督者への女性の任用状況調査  
・ 試験日における保育場所の設置

全庁

### ② 人材育成研修の推進

次代を担う人材として、男女共同参画の視点にたつて行政を推進する職員を育成する。

**主な取組み** ・ 男女共同参画研修の実施  
・ 職員に対する行政研修の実施

人権啓発課  
人事課

## 2 地域活動における男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの区民が仕事と家庭生活はもとより、地域社会の一員としての自覚をもって、さまざまな活動に参画していくことが重要です。そのためには、区民の地域参加をうながすきっかけづくりと、地域相互の理解や活動の場が必要です。

女性も男性も、町会・自治会、子育てや介護、PTA、環境保護、防災などの活動をとおして、地縁や知縁によるつながりを深め、あるいは広めつつ、豊かな区民生活を送ることができるよう支援します。

### (1) 地域活動への参画の促進

子育て中や働く区民が、男女ともに地域活動に参画するための基盤整備や仕組みづくりをとおして、それぞれのライフスタイルに合った活動が展開できるよう支援します。

① 地域活動を促進する託児制度の充実	
<p>子育て中の男女も地域活動に参加できるように、一時保育や区が実施する事業における託児制度の充実を図ります。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オアシスルーム事業の充実</li> <li>・ 区が実施する事業における託児の充実</li> </ul>	関係各課
② 働く男女の地域活動への参画促進	
<p>地域に学習や交流の場を設け、働く男女の地域活動への参加を促進します。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動講座の実施</li> <li>・ 「区民まつり」の開催</li> </ul>	人権啓発課 地域活動課

## (2) 防災・まちづくりなどへの女性の参画の推進

安全で安心できるまちづくりに向けて、地域の防災組織などによりいっそう女性の参画を促進するよう働きかけを行います。

<b>① 防災における女性の参画の推進</b> <small>新規</small>	
地域で展開されている防災まちづくり事業に女性の参画をよりいっそう促進するよう働きかけます。 <b>主な取組み</b> ・ 災害時要援護者支援や避難誘導ワークショップなどへの女性の参加促進	防災課
<b>② まちづくりにおける女性の参画の拡大</b> <small>新規</small>	
公園整備などのまちづくりにあたり、よりいっそう女性の参画を促します。 <b>主な取組み</b> ・ 計画案づくり等への女性の参加促進	都市計画課 都市整備 下水道課

### 3 女性のチャレンジ支援

女性の年代別労働力率をみると、いわゆるM字曲線になっており、出産・育児でいったん就業を中断する傾向が見られます。少子化と人口減少時代が到来するなかで、労働力人口の不足が懸念されており、女性があらゆる職業の分野で担い手となり活躍することは、女性の自立と自己実現のためだけでなく、地域・社会の活性化と持続的な発展のためにも必要となっています。

このことから、今後さらに、就職、就業継続、再就職やさまざまな活動への参画支援、起業・創業などに関する情報提供や相談、学習支援を通じて、女性の意欲と能力を生かすためのチャレンジ支援策を多面的に充実していきます。

#### (1) 就労の支援

女性の経済的な自立を社会参画と自己実現という視点でとらえ、女性の就職、就業継続、再就職などに関する情報提供や相談、スキルアップの機会の提供などを総合的に展開し、女性の就労を支援します。

#### ① 就労に関する情報提供および支援

女性の就職、再就職など就業機会を拡大するために、情報提供や技術習得の援助など、多様な支援を行います。

- 主な取組み**
- ・ 在宅ワークあっせん相談の充実
  - ・ 関係機関と連携した各種セミナーの実施および情報提供
  - ・ 再就職に関するセミナー、パソコン講座の開催
  - ・ 産業ニュースを活用した情報提供

人権啓発課  
商業・観光課  
ものづくり・  
経営支援課

## (2) 起業・創業の支援

起業・創業や在宅勤務等さまざまな働き方に関する情報提供や支援をおこない、女性のチャレンジ・再チャレンジを応援します。

### ① 起業・創業に関する情報提供および支援

起業・創業に特化した支援施設の機能を整備するとともに、起業・創業を考えている人や起業・創業後間もない事業者に相談や学習の場を提供します。

- 主な取組み**
- ・ 起業・創業セミナーの充実
  - ・ 起業に関する情報提供ならびに相談
  - ・ 区内起業家の交流促進と支援
  - ・ 起業・創業支援施設機能充実
  - ・ 起業・創業後のフォロー診断の拡充
  - ・ コミュニティビジネス支援機能の創設・運営

人権啓発課  
ものづくり・  
経営支援課

### ② 起業・創業のための金融支援制度の充実

起業・創業時の資金融資制度を充実し、創業者の負担の軽減を図ります。

- 主な取組み**
- ・ 創業支援資金の融資あっ旋
  - ・ 母子の自立、女性の生活向上に役立つ起業に対する貸付の実施

ものづくり・  
経営支援課  
子育て支援課

## 課題 III

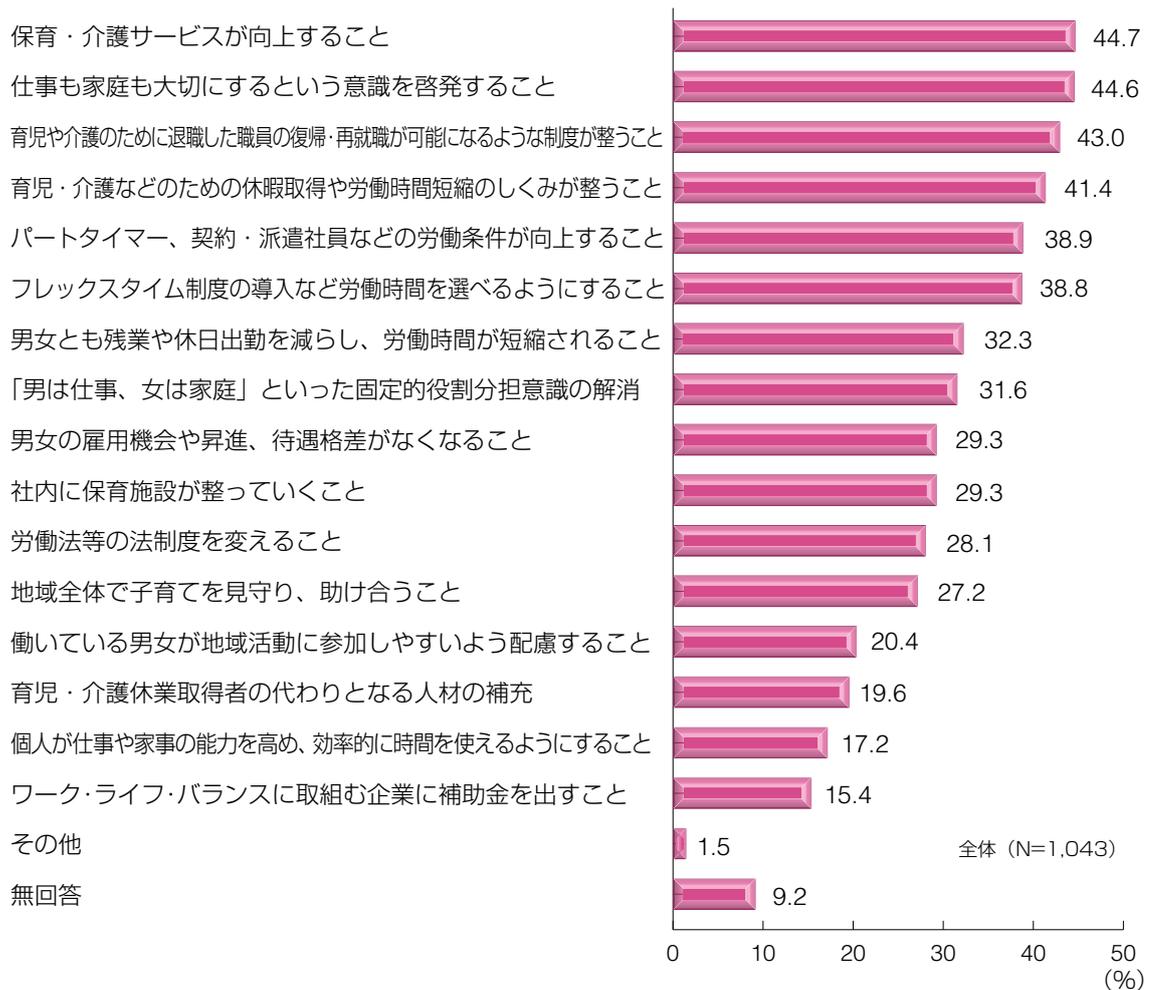
## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

## 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域活動、個人の自己啓発など、さまざまな分野においてバランスよく活動できる、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が不可欠です。

「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて必要な取組みとして、「保育・介護サービスが向上すること」、「仕事も家庭も大切にするという意識を啓発すること」、「育児や介護のために退職した職員の復帰・再就職が可能になるような制度が整うこと」、「育児・介護などのための休暇取得や労働時間短縮のしくみが整うこと」が上位にあげられています。

図表 3-1 ワーク・ライフ・バランス実現に向けて必要な取組み (複数回答)

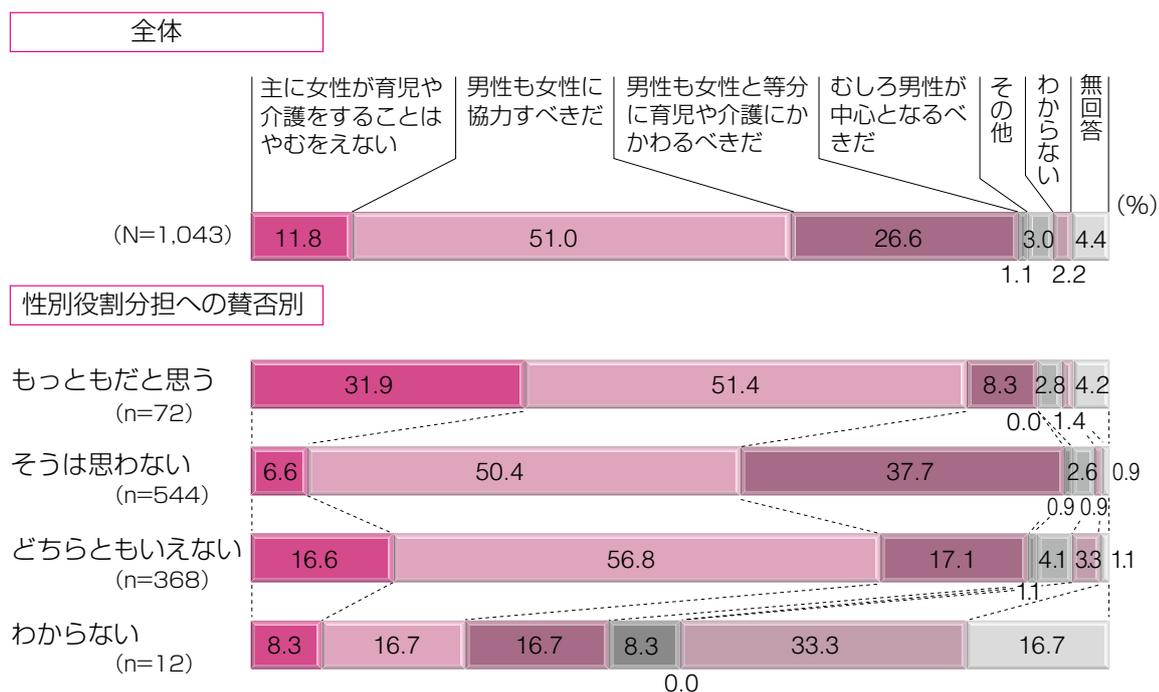


現在、家庭で育児や高齢者、病人の世話は、多くの場合女性が担っていることについてどう考えるか「意識調査」の結果をみると、全体では、「男性も女性に協力すべきだ」が半数を超え最も多くなっています。

性別役割分担への賛否別にみると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてもっともだと思うと答えた人は、「主に女性が育児や介護をすることはやむをえない」が3割を超え、「男性も女性と等分に育児や介護にかかわるべきだ」は1割に達していません。一方、性別役割分担についてそうは思わないと答えた人は、「男性も女性と等分に育児や介護にかかわるべきだ」が4割弱を占めるものの、「男性も女性に協力すべきだ」が半数となっており、性別役割分担意識に否定的な人も育児や介護は女性が担うという意識がみられます（図表3-2）。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、子育てや親の介護が必要な時期など、状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、意識啓発や情報提供、企業の取組みが必要です。

**図表 3-2 育児や高齢者、病人の世話を女性が担うことに対する意識**



## 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発

家庭において、家事や子育て、介護などの責任の多くを女性が担っている傾向があるなかで、近年では積極的に家事や育児、介護を担う男性も増えてきました。しかしながら、全体として男性は長時間の労働に従事することも多く、育児休業等の取得者も少ないのが現状です。

これからは、男女がともに仕事と育児、介護や地域活動を担うことで、仕事と生活のバランスがとれたライフスタイルに転換し、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようになっていく必要があります。

この取組みは、区民一人ひとりが家庭生活の中で工夫をするとともに、企業や行政がそれぞれの立場から取組んでいくことが重要です。区としても誰もが働きやすい職場づくりが進むような働きかけをおこない、ワーク・ライフ・バランスの推進を支援します。

### (1) ワーク・ライフ・バランスの普及

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方について、講座の開催や啓発誌の発行などによって情報提供と啓発を行います。

①ワーク・ライフ・バランスの情報提供と啓発 <small>新規</small>	
<p>区民一人ひとりに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方について情報を提供し、普及・啓発を図ります。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座等の開催</li> <li>・ 労働関係法等の周知</li> <li>・ 啓発誌での特集、パンフレットの発行、ホームページへの掲載</li> </ul>	人権啓発課

## 2 働く場における ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスに関する労働法制上の整備は進みつつありますが、まだ多くの企業においてはその取組みが十分でないのが現状です。

企業間の厳しい競争のなかで、現在多くの職場では仕事が最優先であり、その結果社員は長時間労働に従事し、有給休暇や育児・介護休業が取得しづらい状況にあります。長期的な視点に立てば、従業員一人ひとりが働きやすい環境へと変えていくことによって、優秀な人材を集め、従業員の定着率も高まるなどのメリットもあることから、企業の側においても考え方の転換が必要となっています。

区は、ワーク・ライフ・バランスを実現することで、働く区民がゆとりや生きがいがある豊かな生活を送ることができるよう、企業などの取組みを支援していきます。

特に中小企業においては、ワーク・ライフ・バランスの定着に向けて、公的なバックアップが必要です。区内の中小企業に対し、その定着に向けてさまざまな支援を行います。

### (1) 企業等への働きかけ

企業等において、ワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境が進むよう、働きかけと支援を行います。

① ワーク・ライフ・バランス支援事業の促進 <small>新規</small>	
<p>企業に対し、多様な働き方の提案を行い、仕事と生活の両立を推進するための支援を行います。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスコンサルタント費用等の助成</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催</li> <li>・取組み企業の区情報紙等での紹介</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス企業支援資金融資あっ旋</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進企業への契約における総合評価制度への加点</li> <li>・優良企業の認定、表彰</li> <li>・区内企業のワーク・ライフ・バランス宣言の推進</li> <li>・取組み企業への国や都の助成制度の紹介</li> </ul>	<p>人権啓発課 経理課 商業・観光課 ものづくり・経営支援課</p>
② 男性職員の育児休業取得率の向上	
<p>「次世代育成支援対策推進法」に基づき、区として男性職員の育児休業取得率の向上を目指します。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員の育児休業取得に関する実態の把握</li> <li>・男性職員が育児休業を取得しやすくするための、各種制度の見直し</li> </ul>	<p>人事課</p>

### 3 家庭生活における ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、まず、男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活に参加していくことが重要です。また、女性の社会参加を進めていくためには、子育てや介護等に対する支援、地域において利用可能な支援に関する情報提供や相談体制の充実などが必要です。

これまで区では、多様なニーズに対応した保育サービスなどさまざまな子育て支援策を実施しています。また、介護については、介護保険サービスの充実をはじめ、地域と連携しながら支え合いを進めています。今後は、これらの取組みをより充実させるとともに、男女が協力して家事、育児、介護を担うことができるよう支援していきます。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の数が増え、生活に何らかの支援を必要としている人も増加しているほか、障害のある人の地域での生活支援も課題となっています。さらに、離婚の増加にともないひとり親家庭も増えていますが、ひとり親家庭には母子家庭が多く、経済的な面での自立が課題となっています。

すべての区民が自立し、安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で支援していく意識と体制づくりをめざします。

#### (1) 家庭生活への男女共同参画

男女が協働して家事、育児、介護などに取組むことができるよう、情報提供や意識啓発を行います。

##### ① 男性の家庭生活への参加促進のための情報提供と啓発

家庭生活において男女が協働して育児や介護に取組むよう意識啓発するとともに、基礎的知識が学べる講座等を開催します。

- 主な取組み**
- ・ 啓発誌の発行
  - ・ 啓発講座の実施
  - ・ 児童センターにおける父親の子育て参加促進講座の実施

人権啓発課  
子育て支援課

##### ② 男女が協力して子育てに取組む意識づくり

両親学級において、両親が協力して育児に取組めるよう、必要な知識の習得と参加者の交流を図ります。

- 主な取組み**
- ・ 二人で子育て（両親学級）の開催

保健センター

### ③ 男女が協力して介護をする意識づくり

男性の介護への参画を促進し、介護の基礎学習の場を提供するとともに、介護や福祉における人材の確保を図ります。

- 主な取組み**
- ・ 介護に関する講座等の実施
  - ・ 「介護者教室」、「介護者激励の集い」の実施
  - ・ 福祉人材情報ネットワークセンター等の人材の確保のためのしくみづくり

人権啓発課  
高齢者福祉課

## (2) 子育てへの支援

誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様な働き方や世帯構成などに対応した保育サービスを充実し、地域の子育て支援に取り組めます。

### ① 子育て支援の充実

多様な保育ニーズに対応したサービスを実施するとともに、子育て相談の充実や、医療費助成などをおこないます。

- 主な取組み**
- ・ 多様なニーズに対応した保育サービスの充実
  - ・ 子どもショートステイ等の充実
  - ・ 子育て相談および情報提供の充実
  - ・ 親育ち支援事業の充実
  - ・ 「子どもすこやか医療費助成」や各種手当制度の充実
  - ・ 地域における子育て世代の交流支援
  - ・ 児童センターや保育園における在宅子育て家庭を対象とした地域交流事業の充実
  - ・ すくすく赤ちゃん訪問事業の充実
  - ・ すこやか親子学習の充実
  - ・ 食からの子育て支援事業の充実

子育て支援課  
保育課  
保健センター

### ② 保育所の適正配置と就学前乳幼児教育の推進

保育需要に即した保育施設の適正配置を図るとともに、就学前乳幼児教育を充実させます。

- 主な取組み**
- ・ 認証保育所設置の推進
  - ・ 幼保一体施設の設置
  - ・ 幼稚園・保育園における保育環境の向上
  - ・ 幼保・小交流事業の実施

保育課  
指導課

### (3) 高齢者・障害者を支えあう仕組みづくり

高齢で介護が必要になっても、また障害があっても、住みなれた地域で自立して暮らし続けることができるよう支援するとともに、その家族に対しても仕事と家庭生活や介護を両立できるように支援します。

<b>① 高齢者の相談および情報提供の充実</b> <small>新規</small>	
<p>在宅介護支援センター等を中心に、高齢者のニーズに対応した相談体制と情報提供の充実を図ります。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談内容に応じた関係機関の情報提供、紹介</li> <li>・ 独居高齢者や高齢者世帯への住宅の提供・斡旋</li> </ul>	高齢者福祉課 高齢者 いきがい課 保健センター
<b>② 高齢者介護の充実と家族支援</b>	
<p>高齢者が安心して住み続けられるよう多様で良質な介護サービスを提供できるしくみを充実し、高齢者とその家族を支援します。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅介護支援システムの充実</li> <li>・ 在宅療養に対する医療</li> <li>・ 歯科医療の情報提供</li> <li>・ 介護者教室などの家族支援の充実</li> </ul>	高齢者福祉課 保健センター
<b>③ 高齢者の支えあいと参加のしくみづくり</b> <small>新規</small>	
<p>女性も男性も、元気な高齢者が経験をいかし、自立して暮らしていくことができるよう支えあうとともに、地域における参加と見守りのしくみづくりを進めます。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における見守りと支援の仕組みづくり</li> <li>・ 配食サービスや安否確認事業の拡充</li> <li>・ コミュニティレストランの整備</li> <li>・ 高齢者社会参加プログラムの充実</li> </ul>	高齢者福祉課 高齢者 いきがい課
<b>④ 障害者の相談および情報提供の充実</b>	
<p>障害者が地域で自立した生活を実現できるよう、相談支援体制を強化し、障害者ケアマネジメントの充実を図ります。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切なケアマネジメントの実施</li> <li>・ 相談支援を支えるネットワークの構築</li> </ul>	障害者福祉課
<b>⑤ 障害者の地域生活支援事業の充実</b>	
<p>障害者が地域で生活できるよう支援します。</p> <p><b>主な取組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームヘルプ、グループホーム（ケアホーム）の充実・ショートステイ等の充実</li> </ul>	障害者福祉課

## ⑥ 障害者の雇用促進

就労が困難な知的障害者を中心に、就労に関わるさまざまな相談・支援を行います。

- 主な取組み**
- ・ 職業相談、就労準備支援、職場開拓などの就労支援
  - ・ 事業所への支援
  - ・ 生活相談、余暇活動支援

障害者福祉課

## (4) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の区民が経済的に自立し、子どもの養育と仕事をバランスよく両立できるよう、支援を充実します。

### ① ひとり親家庭の相談および情報提供の充実

生活上のさまざまな問題を解決するために、相談機能の充実を図ります。

- 主な取組み**
- ・ 相談機能の充実
  - ・ 母子就労相談員による自立支援の強化
  - ・ 「ひとり親家庭のしおり」の作成・配布

子育て支援課

### ② ひとり親家庭の生活支援の充実

医療費の助成や能力開発による就労支援などにより、ひとり親家庭の生活を支援し、経済的自立を図ります。

- 主な取組み**
- ・ ひとり親家庭等医療費助成や各種児童手当の支給
  - ・ ひとり親家庭を対象にしたパソコン教室

子育て支援課

## 4 地域における ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスへの配慮は、家庭や企業等においてはその取組みがはじめられたところですが、地域社会においてはこれからの課題であり、特に次世代を担う子どもたちの子育て支援については地域ぐるみでの支援を行う必要があります。

子育て世代が結婚・出産後も働き続けるには、地域全体で子育てを見守り、助けあうことが必要だと考える人が男女ともに多く、また協力できる立場にある「団塊の世代」以上の人たちの地域活動への参加意識が高くなっています。

こうしたことから、地域での支援のネットワークづくりを進めるとともに、区民の地域活動への多様な参加ニーズをくみ上げながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、地域ぐるみの助け合いや支援活動を区民と協働し進めていきます。

### (1) 地域との協働による支援体制づくり

区民と協働し、地域全体で支える子育てや介護等のネットワークを構築します。

#### ① 地域における支援体制の整備

地域における子育てボランティアの育成に努めるとともに、関係機関の連携を図り、子育てや介護のネットワークづくりを推進します。

##### 主な取組み

- ・ 地域における育児ボランティアの育成
- ・ ファミリーサポートセンター事業の継続
- ・ 子育て交流ルームの運営支援の充実
- ・ 虐待等の早期発見に向けた児童関係行政機関との意見・情報交換の継続
- ・ 児童委員の子育てネットワークづくりへの参加
- ・ 高齢者の見守り支援ネットワークづくり
- ・ 地域貢献ポイント事業の充実
- ・ 障害児（者）の「親の会」の活動支援

子育て支援課  
保育課  
高齢者福祉課  
高齢者  
いきがい課  
障害者福祉課  
保健センター  
指導課





## 第5章

# 計画を推進するために



## 1 区の推進体制

### (1) 行政連絡会議

庁内の横断的組織である「男女共同参画推進行政連絡会議」を開催し、計画の進捗状況を確認しながら、全庁をあげて本計画の推進を図ります。

### (2) 男女共同参画センター

男女共同参画センターで実施する事業の充実を図るとともに、男女平等意識の啓発や、情報の収集と提供を充実します。また、男女共同参画に関するグループ等のネットワークの構築を図ります。

## 2 区民との連携の推進

### (1) 行動計画推進会議

品川区は、区民と学識経験者で構成される「行動計画推進会議」を1981（昭和56）年から設置しています。この間2年を任期として、12期にわたり、「行動計画推進会議」を設置し、計画の進捗状況の点検や施策への提言を行っています。

### (2) 男女共同参画をめざす関係団体との連携強化

男女共同参画センターを拠点として活動している団体との連携を強化するとともに、関係グループの育成を図ります。



### (3) 区民への意識調査等の実施

品川区では1994(平成6)年から4回にわたり「人権に関わる意識調査」を実施しています。今後も定期的に意識調査等を実施することによって、区民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、区の施策へ反映していきます。

## 3 国・都・他区市町村等との連携強化

### (1) 国・都・他区市町村との連携強化

国や東京都の動向をふまえ、連携しながら計画を推進します。また、他区市町村とも協力し、情報の交換や収集に努め、連携しながら事業を展開します。

### (2) 国・都への要望

法律・政令・都条例等の制定、改正など、区独自では解決できない問題等への対応について、国や都に働きかけていきます。



# 資料編

# 用語解説

## M字曲線

女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を、横軸に年齢をとってグラフ化すると、学校卒業後と子育て終了後を二つの山として、その間の子育て期が谷のようになり、ちょうどMの字のような形になっていることをいう。M字曲線は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、育児が終了した時点で再就職するという女性が多いことを示し、諸外国に比べ日本の女性に顕著な傾向となっている。

## エンパワーメント

「力をつけること」と訳される。特に社会的、経済的、政治的に女性が力をつけることをいう。女性たちが自分たちの状態や地位を変えていこうとして、経済力や方針決定力・自己決定力などの力をつけることを指す。

## オアシスルーム事業

保護者が、カルチャースクール、通院、買い物にでかけたり、臨時的・短時間の仕事をする間など、子どもを預かり、子育ての総合的支援を行う制度。

## カリキュラム

生徒・児童が学習するコースとしてたてられた教育内容の系列・教育課程。

## ケアマネジメント

介護や介助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるよう調整することを目的とした援助展開の方法。

## コミュニティビジネス

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法によって解決し、地域の再生をめざしていくことによって、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称。

## コミュニティレストラン

地域の人々の多様なニーズにあわせて、「安全安心な食の提供」、「障害者の働く場づくり」、「不登校の子どもたちの出口づくり」、「高齢者の会食の場づくり」、「循環型社会の拠点づくり」等のテーマを持って立ち上げ

て、NPOとして運営していこうとする、NPOの起業モデル。

## 参画

社会のさまざまな場に、単に参加するだけでなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定に関わること。

## 児童買春、児童ポルノ禁止法

正式には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」で、平成11(1999)年5月に制定、同年11月に施行され、平成16(2004)年6月に改正されている。18歳未満の「児童」の買春、児童買春の周旋・勧誘、児童ポルノの頒布、販売、製造等、児童買春や児童ポルノ製造の目的で児童を人身売買すること等を禁止し、懲役または罰金を科している。

## ストーカー規制法

殺人事件まで起きて社会問題になった「他人へのつきまとい行為」のこと。正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」で、平成12(2000)年5月に制定、同年11月に、「児童虐待防止法」と同様、施行された。つきまとい等をして相手に不安を覚えさせることを禁止し、これを守らない者に対し、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金等を盛り込んだ。

## 性差医療

男性と女性の生理学的な差異などを考慮して行う医療である。男女では遺伝子やホルモンの働きなどが異なり、男性に有効な薬も女性には害になる可能性がある。年齢による差異を考慮した小児科が存在すると同様に性別に外来を設ける動きがある。

## セクシュアル・ハラスメント

日本語では「性的いやがらせ」と訳され、縮めて「セクハラ」といわれる。相手方の意に反した性的言動を指し、そのことによって就労環境や教育環境が悪化することをいう。地位を利用して性的関係を迫る「対価型」から卑猥な話題を公然と行い、環境を悪化させる「環境型」まである。男女雇用機会均等法の改正では、職場における「セクハラ」防止を事業主に配慮義務として課したことで話題となった。

## 性の商品化

女性の肉体や性の部分だけを取り上げて商品化すること。ポルノ、売買春、性を売り物にした広告等々。これらは、女性の人間としての尊厳を犯すもので、その背景には男性優位の価値観がある。

## 性別役割分業

「男は仕事、女は家庭」といった、性別による役割を固定してしまうこと。

## 男女共同参画社会基本法

平成11(1999)年6月制定、施行された法律で、「男女雇用機会均等法」の制定以来、初めての男女平等の実現に向けて策定された法律。男女共同参画社会の実現を我が国の最重要課題と位置づけ、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、かつ共に責任を担う社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に推進していくことを目的に制定された。

## 男女雇用機会均等法

昭和60(1985)年制定された法律で、雇用の場における男女平等をめざした法律。男女差別を対象とした我が国で初めての法律で、正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。平成9(1997)年の改正では、それまで努力義務であった「募集・採用、配置・昇進・教育訓練、定年・退職・解雇」等での男女差別の禁止とセクシュアル・ハラスメント防止の事業主への配慮義務などが盛り込まれた。平成18(2006)年6月の改正では、「間接差別」の禁止、男性に対するセクハラ禁止、妊娠・出産などを理由とした解雇等不利益な取扱いの禁止等が盛り込まれた。

## デートDV

配偶者でもなく、同居もしていないが、特に若い世代(中高大学生)で親密な関係にある相手からの、身体的・精神的・性的暴力を指す。

## ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力を指す。現状では、男性から女性に対する暴力がほとんどであり、女性の人権を著しく侵害する重大な問題である。

## ファミリーサポートセンター

一時的な子育て・介護ニーズに対応するため、地域において援助したい人と援助を受けたい人からなる会員組織(ファミリーサポートセンター)を設立し、相互援助活動を行うもの。各市町村に1か所設置され、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーが配置されている。

## メタボリック・シンドローム

肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、その多くが肥満、とくに内臓に脂肪が蓄積した肥満が原因といわれている。この肥満によってさまざまな病気が起こりやすい状態をメタボリック・シンドロームといい、適切な治療や生活習慣病の改善が課題となっている。

## メディア

英語で手段、媒体の意味。一般的にはマス・メディアを言う。つまり、集団的コミュニケーションの手段としてある新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画などを指す言葉。これらの手段は社会的情報を効率よく伝えるだけでなく、その中で、「女性とはこういうものだ」という見方、考え方を培養し、社会的にその女性像を再生産する恐れがある。

## メディア・リテラシー

新聞・雑誌・インターネットなどあらゆる情報について、無批判に受動的に受け止めるのではなく、批判的な視点を持って情報を読み解く能力のこと。メディアを使って表現する能力も指す。

## ライフステージ

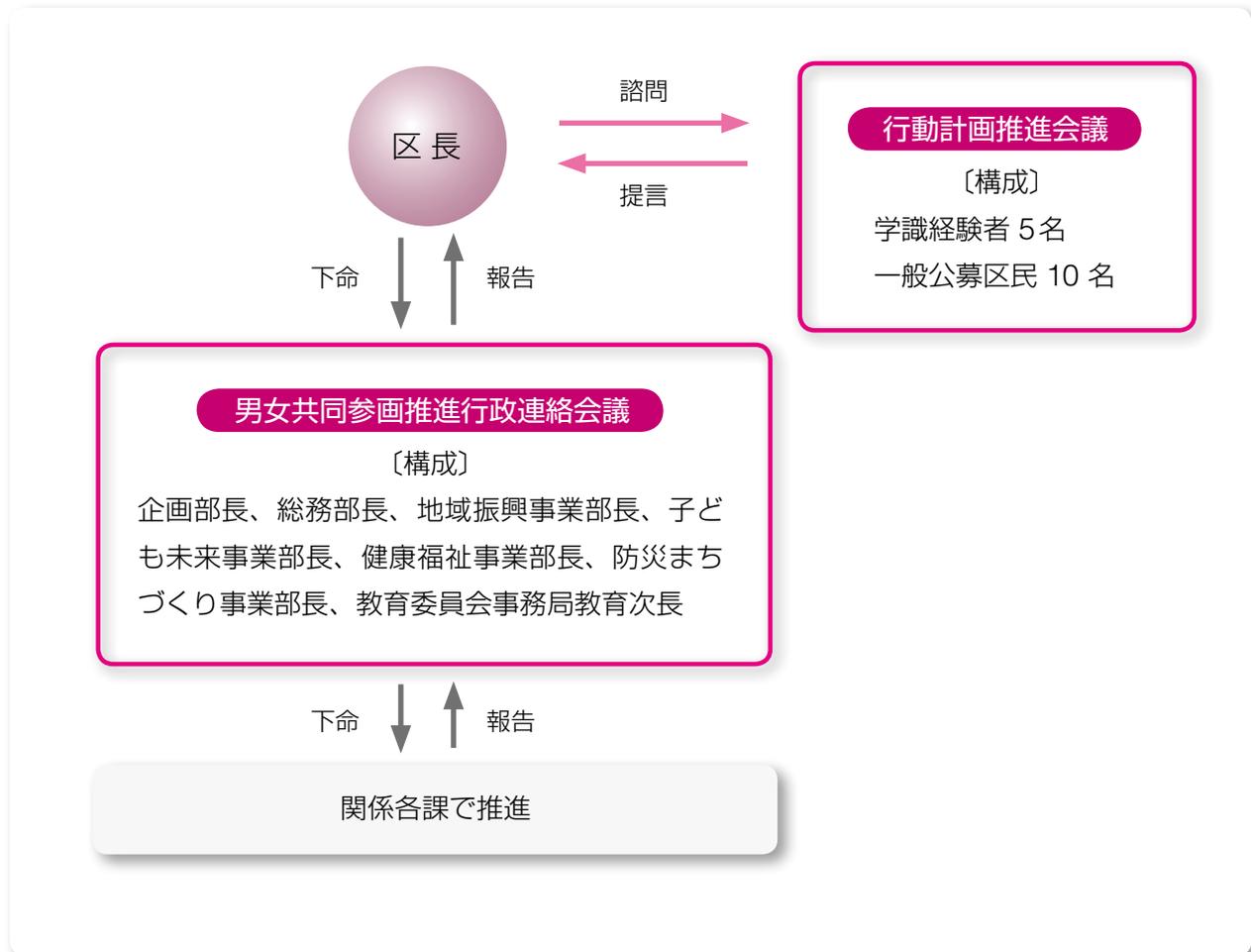
人間が誕生してから死に至るまでのさまざまな過程における生活上の各段階(幼児期、児童期、青年期、老年期等)のこと。

## ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会とは、個人が、仕事と、家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれも犠牲にすることなく自己実現が目指せる社会のこと。

# 第4次行動計画の策定経過・策定体制

## (1) 行動計画策定までの流れと経過



## 第4次行動計画の策定

### ■ 第4次行動計画策定経過

平成19年9月	第12期行動計画推進会議への諮問
平成20年10月～平成21年3月	第4次計画に向けた庁内調査(2回)、ヒアリング等
平成21年3月	第12期行動計画推進会議報告書の提出
4月	第4次行動計画素案完成
5月	パブリック・コメント実施・意見とりまとめ
9月	行動計画決定

## (2) 設置要綱

### ① 品川区行動計画推進会議設置要綱

昭和56年 6月17日区長決定  
(中 略)  
平成21年 10月 1日一部改正

#### (設置)

第1条 区民の理解と協力を得て男女共同参画社会をめざす品川区行動計画(以下「行動計画」という。)を推進するとともに、行動計画のより一層の充実を図るため、品川区行動計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1)行動計画の推進に関すること。
- (2)行動計画の充実に関すること。
- (3)その他女性問題に関し区長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

#### (会長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

#### (委員)

第5条 委員は学識経験者および一般公募による者のうちから、区長が委嘱する。

#### (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、後任の委員が委嘱される時まで在任する。

- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会議の運営)

第7条 会議は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、原則として全会一致をもって決定する。

#### (部会)

第8条 推進会議は、専門的事項を協議するために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

#### (意見聴取)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第10条 推進会議の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

#### 付 則

この要綱は、昭和56年 6月17日から施行する。

#### (中 略)

#### 付 則

この要綱は、平成21年 10月1日から施行する。

## ② 品川区男女共同参画推進行政連絡会議設置要綱

昭和55年 9月 1日区長決定  
(中 略)

平成21年 10月 1日一部改正

### (設置)

第1条 品川区の男女共同参画施策の積極的推進を図るため、品川区男女共同参画推進行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会をめざす品川区行動計画の推進に関すること。
- (2) 品川区における男女共同参画推進施策の総合調整に関すること。
- (3) その他、男女共同参画推進施策全般に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会議は、会長および委員7人で組織する。

2 連絡会議に幹事を置く。

### (会長)

第4条 会長は、総務部長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議を統括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (幹事)

第6条 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事は、連絡会議の所掌事項について、会長および委員を補佐する。

### (会議の招集)

第7条 連絡会議は、必要に応じて会長が召集する。

### (意見聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

### (委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和55年 9月1日から施行する。

(中 略)

付 則

この要綱は、平成21年 10月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

- (1) 企画部長
- (2) 総務部長
- (3) 地域振興事業部長
- (4) 子ども未来事業部長
- (5) 健康福祉事業部長
- (6) 防災まちづくり事業部長
- (7) 教育委員会事務局教育次長

別表第2(第6条関係)

- (1) 企画部  
企画財政課長 広報広聴課長
- (2) 総務部  
総務課長 人権啓発課長 人事課長  
経理課長
- (3) 地域振興事業部  
地域活動課長 文化スポーツ振興課長  
商業・観光課長 ものづくり・経営支援課長  
戸籍住民課長
- (4) 子ども未来事業部  
青少年育成課長 子育て支援課長 保育課長
- (5) 健康福祉事業部  
高齢者福祉課長 高齢者いきがい課長  
障害者福祉課長 健康課長
- (6) 防災まちづくり事業部  
都市計画課長 防災課長  
都市整備下水道課長
- (7) 教育委員会事務局  
庶務課長 指導課長 品川図書館長

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年 六月二十三日法律第七十八号)  
最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

## 前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め  
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我  
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、  
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する  
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と  
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現  
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置  
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会  
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重  
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念  
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地  
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する  
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制  
定する。

## 第一章 総則(第一条—第十二条)

### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社  
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を  
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会  
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共  
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共  
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事  
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総  
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な  
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる  
分野における活動に参画する機会が確保され、もっ  
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的  
利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う  
べき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女  
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男

女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供  
することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として  
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的  
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮  
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重  
されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担  
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し  
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画  
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに  
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に  
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中  
立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における  
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共  
同して参画する機会が確保されることを旨として、行  
われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家  
族の介護その他の家庭生活における活動について家族  
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動  
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と  
して、行われなければならない。

### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、  
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ  
なければならない。

### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同  
参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」と  
いう。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に  
関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総  
合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共  
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施  
策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ  
た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項につ

いて定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう

に努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必

要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則

(平成十一年六月二十三日法律第七八号)〔抄〕

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

### 附 則

(平成十一年七月十六日法律第二百二号)〔抄〕

#### (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

#### (委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 略

十一 男女共同参画審議会

#### (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

### 附 則

(平成十一年十二月二十二日法律第六十号)〔抄〕

#### (施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正 平成十九年七月十一日法律第百十三号

## 前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け  
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも  
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救  
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者  
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的  
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ  
とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ  
ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実  
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者  
を保護するための施策を講ずることが必要である。この  
ことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国  
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、  
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの  
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制  
定する。

## 第一章 総則(第一条・第二条)

### (定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配  
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻  
撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。  
以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ  
す言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と  
総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等  
を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り  
消された場合にあっては、当該配偶者であった者から  
引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力  
を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい  
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、  
「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関  
係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様  
の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防  
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、  
その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

### (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大  
臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項にお  
いて「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止  
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針  
（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基  
本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条  
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基  
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関  
する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた  
めの施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ  
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協  
議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した  
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道  
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ  
の条において「都道府県基本計画」という。）を定めな  
ければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定  
めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関  
する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた  
めの施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即  
し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村  
における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の  
ための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条  
において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努  
めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町  
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、

これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保

護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

### (警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対

し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十二年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

#### (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚を

し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑

うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情

があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記

録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができな

いことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重

するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

---

## 第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

---

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

---

### 附 則(抄)

---

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

---

### 附 則 (平成十六年法律第六十四号)

---

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法

な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

#### (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

---

### 附 則 (平成十九年法律百十三号)(抄)

---

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# ワーク・ライフ・バランス憲章・行動指針

**憲章** 国民的な取組の大きな方向性を提示

**行動指針** 企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針

## 「憲章」と「行動指針」の意義

- 従 来：働き方の見直しは、個々の企業の取組に依存
  - ⇒ 一部先進的な取組にとどまり、社会的な広がりには欠けていた
- 今 般：政府や有識者に加え、経済界、労働界及び地方のトップで協議、合意
  - ⇒ 社会全体を動かす大きな契機に

## 働き方の二極化

- 企業間競争の激化、経済低迷や産業構造の変化
  - ⇒ 正社員以外の労働者が大幅に増加、正社員の労働時間の高止まり

## 共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識

- かつて：夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的
- 現 在：女性の社会参加等により、勤労者世帯の過半数が共働き世帯。働き方や子育て支援などの社会的基盤は従来のまま。職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残存。

## 仕事と生活の間で問題を抱える人の増加

- 正社員以外の働き方の増加 ⇒ 経済的に自立できない層
- 長時間労働 ⇒ 「心身の疲労」「家族の団らんを持たない層」
- 働き方の選択肢の制約 ⇒ 仕事と子育ての両立の難しさ

## 少子化対策や労働力確保が社会全体の課題に

- 結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくいものにし、急速な少子化の要因に
- 働き方の選択肢が限定、女性や高齢者等の多様な人材をいかすことができない

- 個人の生き方や人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能にする必要
- 働き方の見直しが、生産性の向上や競争力の強化に＝「明日への投資」

## 仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

### ①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

#### ■行動指針に掲げる目標(代表例)

内容	現状	2017年
就業率(②、③にも関連)		
女性(25～44歳)	64.9%	▶ 69～72%
高齢者(60～64歳)	52.6%	▶ 60～61%
フリーターの数	187万人	▶ 144.7万人以下

### ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

#### ■行動指針に掲げる目標(代表例)

内容	現状	2017年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	▶ 半減
年次有給休暇取得率	46.6%	▶ 完全取得

### ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持ってさまざまな働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### ■行動指針に掲げる目標(代表例)

内容	現状	2017年
第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	▶ 55.0%
育児休業取得率	女性 72.3%	▶ 80.0%
	男性 0.50%	▶ 10.0%
男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)	60分/日	▶ 2.5時間/日

## 関係者が果たすべき役割

### 企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取組んでいくことが基本

#### 行動指針に掲げる具体的な取組

##### (総論)

- 経営トップのリーダーシップの発揮による職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等
- 目標策定、計画的取組、点検の仕組、着実な実行
- 労使で働き方を見直し、業務の見直し等により、時間当たり生産性を向上

##### (就労による経済的自立)

- 人物本位による正当な評価に基づく採用の推進
- 就業形態に関わらない公正な処遇等

##### (健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労働時間関連法令の遵守の徹底
- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための業務見直しや要員確保の推進

##### (多様な働き方の選択)

- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度整備と利用しやすい職場風土づくりの推進
- 女性や高齢者等への再就職・継続就業機会の提供

### 国・地方自治体

我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に実施

#### 行動指針に掲げる具体的な取組

##### (総論)

- 実現に向けた枠組みづくり
  - ・ 国民運動の展開（政労使合意・地域の実情に応じた展開）
  - ・ 制度的枠組の構築（企業の次世代育成支援の取組促進、働き方に中立的な税・社会保障制度の検討）
  - ・ 取組企業への支援、社会的評価（企業情報の収集・提供、中小企業への支援、顕彰制度等）
- 関係法令の周知と遵守のための監督指導の強化

##### (就労による経済的自立)

- 若年者等の経済的自立の支援

##### (健康で豊かな生活のための時間の確保)

- 労使による長時間労働の抑制等のための労働時間等の設定改善のための取組の支援

##### (多様な働き方の選択)

- 保育サービスの充実等の多様な働き方に対応した子育て支援の推進、地域で育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤の形成

## 進捗状況の点検・評価

- 「仕事と生活の調和」実現度指標等の活用により、全体としての進捗状況を把握・評価し、政策へ反映
- 憲章、行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者、労使の代表で構成される検討の場を設置

# 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	国 東京都	品川区
1975 (昭50)	国連婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 世界行動計画採択	「育児休業法(女子教職員、看護婦、保母等対象)」制定 国が婦人問題企画推進本部設置 国が婦人問題担当室設置 都議会「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択 第1回日本婦人問題会議開催	
1976	国連婦人の10年	都が都民生活局婦人計画課設置	
1977		国が国内行動計画策定 国立婦人教育会館開設 東京都婦人相談センター開設	総務課に婦人相談窓口設置
1978		「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	婦人問題担当主査設置 第1回婦人のつどい開催
1979	国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	東京都婦人情報センター開設	品川区婦人問題会議設置
1980 (昭55)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)同会議中女子差別撤廃条約署名式(日本を含む57か国)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名 「民法及び家事審判法」改正(配偶者法定相続分改訂等) 都が職場における男女差別苦情処理委員会設置	品川区婦人関係行政推進連絡会議設置 品川区婦人の生活実態と意識調査実施
1981	ILO総会「第156号条約(家族的責任を有する労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択	国が国内行動計画後期重点目標策定 「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正	品川区婦人問題会議「品川区計画策定に対する意見書」提出 「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための品川区行動計画」策定 品川区行動計画推進会議(第1期)設置
1982			「婦人問題担当」が総務部総務課から区民部地域活動推進課へ移管 働く婦人の意識と実態調査実施
1983		婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	品川区行動計画推進会議(第2期)設置
1984	「国連婦人の10年」の成果を検討し評価するための世界会議のための国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)地域政府間準備会議(東京)	「国籍法及び戸籍法」改正(父母両系主義等) 国の家庭科教育に関する検討会議「今後の家庭科教育の在り方について」提言	婦人問題総合相談開設 品川区行動計画推進会議「婦人会館建設についての要望書」を仮称品川区総合区民会館建設協議会会長宛提出
1985 (昭60)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」成立(勤労婦人福祉法全面改正) 「労働基準法」改正(母性保護措置の拡充等) 女子差別撤廃条約批准	広報誌「しながわの女性」創刊10,000部 国連婦人の10年最終年記念座談会開催(品川文化会館)
1986		第1回男女雇用機会均等月間実施 国が婦人問題企画推進本部拡充 国が婦人問題企画推進有識者会議開催 「労働者派遣事業法」施行	婦人問題についての意識調査(品川区世論調査)実施
1987		国が「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988			
1989 (平成元年)		東京都婦人問題協議会 「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして—その課題と基本的な考え方—」報告	「品川区婦人センター」開設 「婦人問題に関する意識調査および中高年単身女性の生活実態と意識調査」実施
1990 (平2)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価にともなう勧告及び結論」採択		

年	世界	国 東京都	品川区
1991		女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とときょうプラン」策定 「育児休業法」成立 国の婦人問題企画推進本部 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定	品川区行動計画推進会議「男女の平等と共同参加をめざす新たな行動計画の策定について」報告 「男女共同社会をめざす第2次品川区行動計画—しながわ女性計画—」策定
1992			「品川区婦人センター」を「品川区女性センター」に改称 「婦人問題担当」が「女性施策担当」に改称するとともに地域活動推進課から生活課へ移管
1993	国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」施行	
1994		国が男女共同参画推進本部設置	
1995 (平7)	第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	国が「ILO第156号条約」批准 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制度化等） 都が東京ウィメンズプラザ開館	
1996		国が「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997		「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」・「育児休業法」の改正、「介護保険法」成立	
1998		都が男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	
1999		「男女共同参画社会基本法」制定・施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」制定・施行	「女性施策担当」が地域振興部生活課から総務部人権啓発課へ移管 広報誌「しながわの女性」を男女平等啓発紙「マイセルフ」に改称
2000 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	都が「男女平等参画基本条例」制定 「児童虐待の防止等に関する法律」制定・施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」制定・施行 国が「男女共同参画基本計画」策定	品川区行動計画推進会議（第8期）「品川区における今後の女性問題関係施策の基本的な考え方と施策の方向について」報告
2001		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 国が内閣府に男女共同参画局設置	「男女共同参画社会をめざす第3次行動計画品川プラン」策定 「女性施策担当」が「男女共同参画担当」に改称するとともに、「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称
2002		都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」策定	
2003		「次世代育成支援対策推進法」制定・施行	
2004		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005 (平17)	第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」ハイレベル会合）（ニューヨーク）	国が「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「育児・介護休業法（改正法）」施行（対象労働者の拡大等） 国が「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006		都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	
2007		「男女雇用機会均等法（改正法）」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」策定	
2008			
2009		都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 「育児・介護休業法（改正法）」成立（介護休暇制度の新設等）	品川区行動計画推進会議（第12期）「男女共同参画社会をめざす第4次行動計画品川プランの策定にむけて」報告 「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」策定

# 男女共同参画のための品川区行動計画 (第4次)

2009(平成21)年10月

---

編集・発行 品川区総務部人権啓発課  
品川区東大井5-18-1 品川区立総合区民会館3階  
品川区男女共同参画センター  
☎ 03-5479-4104





※古紙を配合した紙を使用しています